

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業

子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の
在り方についての調査研究
調査報告書

令和8年（2026年）3月
株式会社日本総合研究所

目次

第1部 調査研究事業の概要.....	1
第1章 調査研究事業の背景・目的.....	1
1. 調査研究事業の背景.....	1
2. 調査研究事業の目的.....	1
第2章 調査研究事業の全体像.....	2
1. 本調査の流れ.....	2
2. 本調査の全体像.....	2
3. 検討委員会の概要.....	3
4. 成果の公表方法.....	4
第3章 入所希望児童支援について.....	5
1. 入所希望児童支援の概要.....	5
2. 入所希望児童支援の課題仮説.....	9
第2部 実態調査の結果及び示唆.....	11
第1章 アンケート調査.....	11
1. 自治体向けアンケート調査.....	11
2. 事業者向けアンケート調査.....	18
3. こども向けアンケート調査.....	22
第2章 ヒアリング調査.....	26
1. ヒアリング調査概要.....	26
2. ヒアリング調査結果まとめ.....	29
第3部 調査研究のまとめ及び政策提言.....	66
第1章 実態調査のまとめ.....	66
1. 本制度の実態まとめ.....	66
2. 本制度のあるべき像.....	67
第2章 リーフレットの作成.....	71
1. 作成方針.....	71
2. リーフレットの作成.....	72
第3章 本制度の拡充に向けた政策提言（案）.....	73
1. 政策提言（案）.....	73
別紙.....	78

子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究調査報告書

第1部 調査研究事業の概要 第1章 調査研究事業の背景・目的

第1部 調査研究事業の概要

第1章 調査研究事業の背景・目的

1. 調査研究事業の背景

子育て短期支援事業（以下「本事業」という。）は令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年度から「入所希望児童支援」（以下「本制度」という。）を拡充した。具体的には、保護者の育児放棄や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際、こどもが自ら希望して児童養護施設等に短期入所ができる制度であり、早い段階で不安や悩み、課題を抱えたこどもに対して具体的な支援を提供し、状況の悪化を未然に防ぐことが期待されるとともに、こどもが主体的にサービス利用を希望できる点で「子どもの権利」を保障する大きな意義を持っている。

他方で、新しくできた制度であるがゆえに十分利用されているとは言い難い。その要因として事業を担う事業者の認知不足や、こどものニーズとの乖離があると考えられる。

また、こどもの利用意向を適切に把握するためには、対象となりうる家庭へのアセスメントが行われ、利用意向のサインを見逃さず受け取り、本制度に繋げる体制づくりが必要となるが、本事業は令和6年度調査研究（「子育て短期支援事業の運営状況及び在り方の検討に関する調査研究」）より人材、予算等が要因となって需要に対し供給が不足していることが判明しており、本制度実施のために必要な体制構築・適切な対応を十分に行うことが困難な状況に陥っている可能性が考えられる。

2. 調査研究事業の目的

本制度はこども自身が自らの希望に基づいて相談を行い、本事業を利用できる制度であることから、支援者側からのアウトリーチが届いていない潜在的な支援ニーズを抱えているこども・家庭に対して支援を届けられる制度といえる。他方で、令和6年度から拡充された制度であり、自治体における制度の普及が進んでいない状況である。

本制度は早い段階で不安や悩み、課題を抱えたこどもに対して具体的な支援を提供し、状況の悪化を未然に防ぐことが期待されるとともに、こどもが主体的にサービス利用を希望できる点で「子どもの権利」を保障する大きな意義を持っている。他方で、新しくできた制度であるがゆえに十分利用されているとは言い難い。その要因として、事業を担う事業者の認知不足や、こどものニーズとの乖離等があると考えられる。

そこで子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究（以下「本調査」という。）では、本事業を実施している自治体や事業者、こどもに対する調査を通して、こどもの視点からのニーズや本制度の実態、課題等を明らかにすることを目的とする。

第2章 調査研究事業の全体像

1. 本調査の流れ

本調査では、本制度の活用実態（活用状況、制度活用の課題、こどもの利用動機・場面等）の他、望ましい在り方（施設に求められる環境、利用促進のための工夫、期待できる効果等）を取りまとめた。そのため、具体的な調査実施方針として、下記を実施した。

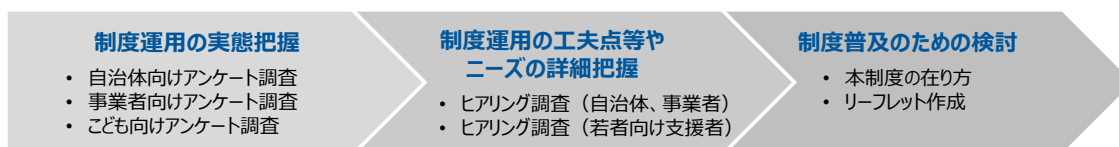
- ① **実態把握のアンケート調査**・・・自治体、事業者、こども向けにアンケート調査で本制度の活用実態の全体像を把握
- ② **好事例等の深掘り**・・・先進的な取組みや工夫が見られる自治体・事業者にヒアリング調査で取組み経緯等の詳細を把握
- ③ **こどものニーズ深掘り**・・・若者支援を行う事業者等へのヒアリング調査を通じて、こどもの視点からのニーズをより鮮明に把握
- ④ **リーフレットの作成**・・・こどもの本制度への理解促進を目的としたこども向けのリーフレット、本制度の理解促進と普及を目的とした支援者（自治体・事業者）向けリーフレットの2種を作成。

①のうち自治体・事業者向けアンケート調査では、供給側の視点から本制度の課題、期待される効果等を把握し、制度の活用状況等の実態を正確に把握する。また、①のうちこども向けアンケート調査ではこどもの視点からのニーズや認知度を直接確認しつつ、②③では個別事例に即した詳細な活用実態やニーズを把握した。

また、調査結果を踏まえ、「子どもの権利」の視点から単なる制度普及の方法論にとどまらず、子育て短期支援事業そのものの質の向上に資するよう政策提言を取りまとめた。

なお、本調査を進めるにあたり、アンケート調査やヒアリング調査の調査設計の各段階において検討委員会を開催し、各委員の専門的知見に基づいた意見聴取を実施し調査方針や結果に反映しつつ調査を遂行した。

図1 本調査の流れ

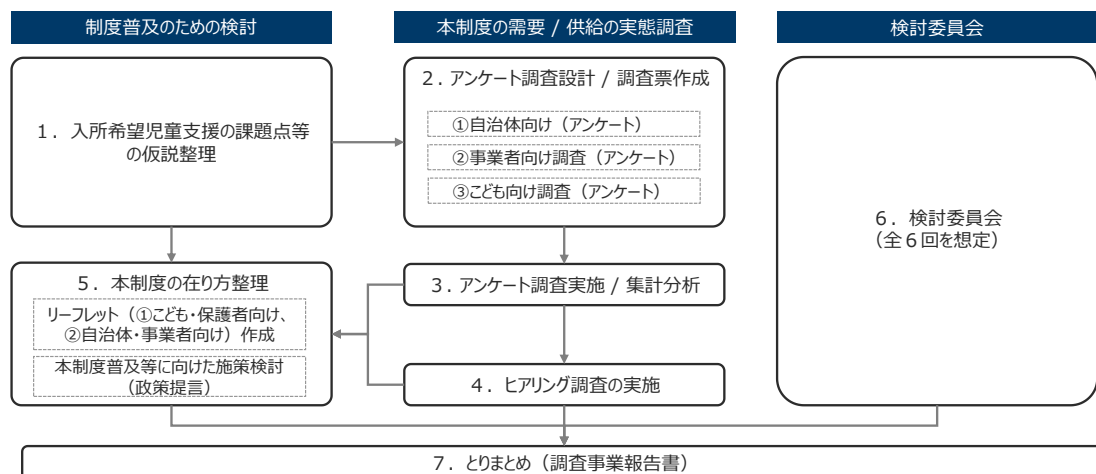


2. 本調査の全体像

本調査は本制度の実態把握等を目的としたアンケート調査やヒアリング調査による事例の深掘り、本制度の普及に向けたリーフレットの作成から構成される。なお、各調査の各

段階（実施前／実施後）において、検討委員会にて調査方針や調査結果を諮り、調査を進めた。

図2 本調査の全体像



3. 検討委員会の概要

(1) 検討委員会の委員名簿

本調査にて組成した、「子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）の委員は下表のとおりである。

表1 検討委員会 委員名簿

お名前	ご所属
かたぎり ひろし 片桐 洋史	児童家庭支援センターちゅうりっぷ 副センター長
かわの ようこ 河野 洋子	大分大学 福祉健康科学部 講師
ごとう しげき 後藤 繁樹	千葉県松戸市 子ども部子ども家庭センター
さいとう まお 斎藤 真緒	立命館大学 産業社会学部 教授
ほり じょうしん 堀 浄信	社会福祉法人 光明童園 理事長
まきど ただし 牧戸 貞	三重県桑名市 子ども未来部子ども総合センター センター長

※敬称略、順不同

(2) 検討委員会の開催スケジュール

本検討委員会は、2025年9月17日(水)～2026年3月16日(月)にかけて、計6回開催した。

第1回では、調査の概要・目的や進め方(全体像)を共有の上、本調査の論点やアンケート調査設計案を提示のうえ議論した。

第2回、第3回ではヒアリング調査の実施に向けて調査事項や調査対象先候補について議論した。

第4回では自治体、事業者向けアンケート調査結果及びヒアリング結果(先行実施分)を報告し、調査結果から把握した実態や課題を踏まえてリーフレットの作成方針を提示のうえ議論した。

第5回、第6回では、デザイン等も含めたリーフレット修正案と共に、ヒアリング調査結果、こども向け調査結果を示しつつ、最終化に向けて取りまとめ方針を議論した。

図3 検討委員会 スケジュール



4. 成果の公表方法

本事業の成果は、株式会社日本総合研究所のホームページにおいて公開する。

第3章 入所希望児童支援について

1. 入所希望児童支援の概要

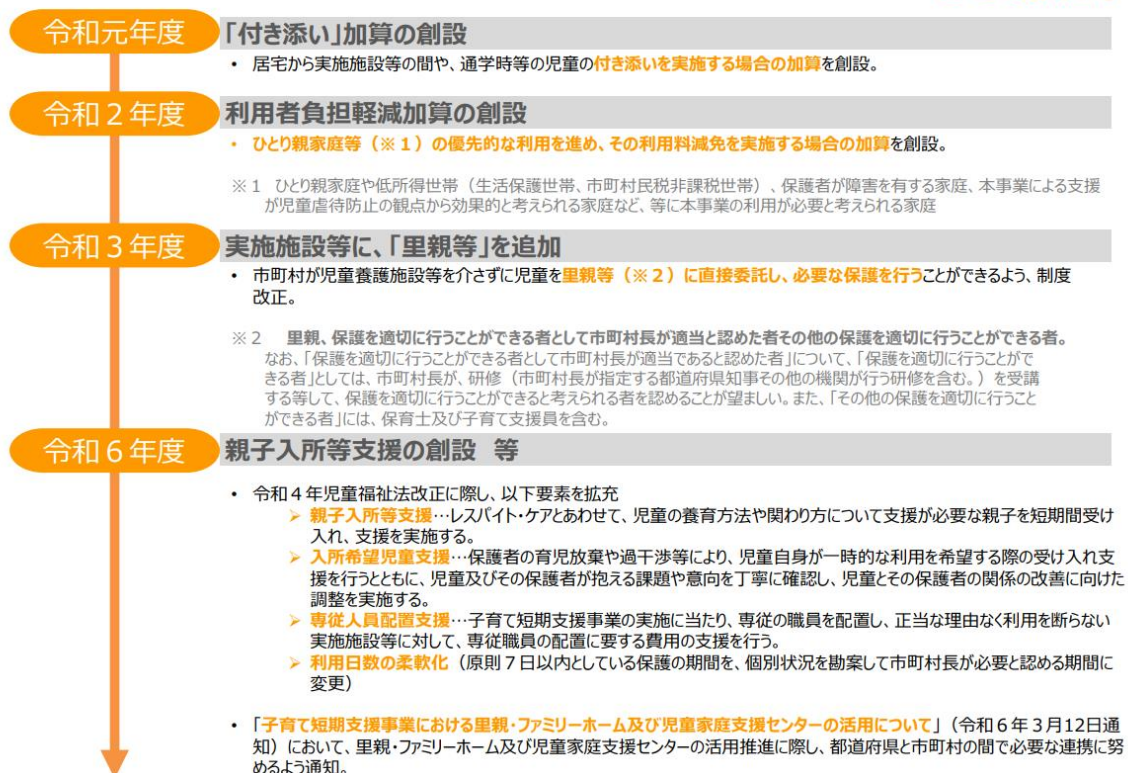
本事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業である。

本事業では令和4年の児童福祉法改正に伴い、入所希望児童支援として「保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する」制度が拡充された。

図4 子育て短期支援事業に関する制度改正の流れ

子育て短期支援事業 近年の制度改正について

こどもまんなか
こども家庭庁



（出所）こども家庭庁「子育て短期支援事業の推進に係るオンライン自治体説明会」

入所希望児童支援の具体的な取組み内容として、「子育て短期支援事業実施要綱（令和7年4月1日）」では、下記のように規定されている。

子育て短期支援事業実施要綱（令和7年4月1日）

5 留意事項

（5）市町村及び実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合は、当該児童の安全を最優先に考慮し、以下の内容に留意し対応すること。

- ① **実施施設等は**、児童から利用の相談を受けた場合に、児童の意向を確認し、速やかに、**当該児童の居住市町村に対して、児童の状況等の連絡を行う**こと。
- ② **市町村は**、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、**当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認**し、本事業の利用が必要である場合には、**受け入れ可能な実施施設等の調整を行う**こと。その際、受け入れ可能な実施施設等まで送迎が必要な場合は、適切な配慮を行うこと。
- ③ **市町村又は受入を行う実施施設等は**、当該児童の保護者に対して、受入を行う実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、**一時的に児童を受け入れることについて保護者の同意を得る**こと。その際、家庭・養育環境の状況把握に努めること。また、**市町村は、関係機関と連携し家庭・養育環境の状況把握**を行い、子育て短期支援事業以外の家庭支援事業等の提供も含めて**必要な支援策の検討**を行うこと。
- ④ 市町村は、**保護者の同意が得られない場合**には、児童相談所とも連携のうえ、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、**一時保護を含めた支援の検討**を行うこと。
- ⑤ 受入を行った**実施施設等は**、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、**親子関係の改善に向けた調整**を行うこと。
- ⑥ 本事業を利用する児童が出来る限り、**日常的な学校生活を送れる**よう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。

子育て短期支援事業実施要綱（令和7年4月1日）

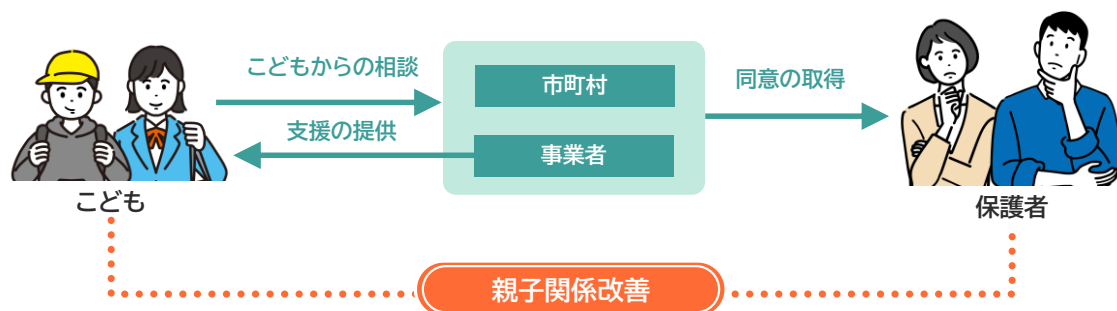
⑦ 市町村は、受け入れ期間が過度に長期間とならないよう、受入を行った実施施設等、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関と連携し、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努め、児童の意向、家庭・養育環境の状況を踏まえ、**必要に応じて他の支援につなぐ**こと。

⑧ 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や児童の意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や児童の意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、**必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護を含めた支援の検討**を行うこと。

（出所）こども家庭庁「子育て短期支援事業実施要綱（令和7年4月1日）」より抜粋

「子育て短期支援事業実施要綱（令和7年4月1日）」を踏まえ、入所希望児童支援においては、市町村・事業者それぞれで下記の役割を担うことが求められる。

図5 本制度の活用の流れ



■共通の役割

- ・ 保護者に対して、事業者や利用日数等の情報の提供を行い、一時的に子どもを受け入れることに対して保護者の同意を得る
- ・ 必要に応じて、子ども、保護者双方へのフォローを行う

■市町村の役割

- ・ 子どもの潜在的なニーズを把握するとともに、子どもが利用・相談しやすい環境に整備すること。
- ・ 子どもから利用の相談を受けた際に、子どもの意向や養育環境の状況を丁寧に確認する。
- ・ 本事業の利用が必要な場合は、受け入れ可能な事業者等の調整を行う

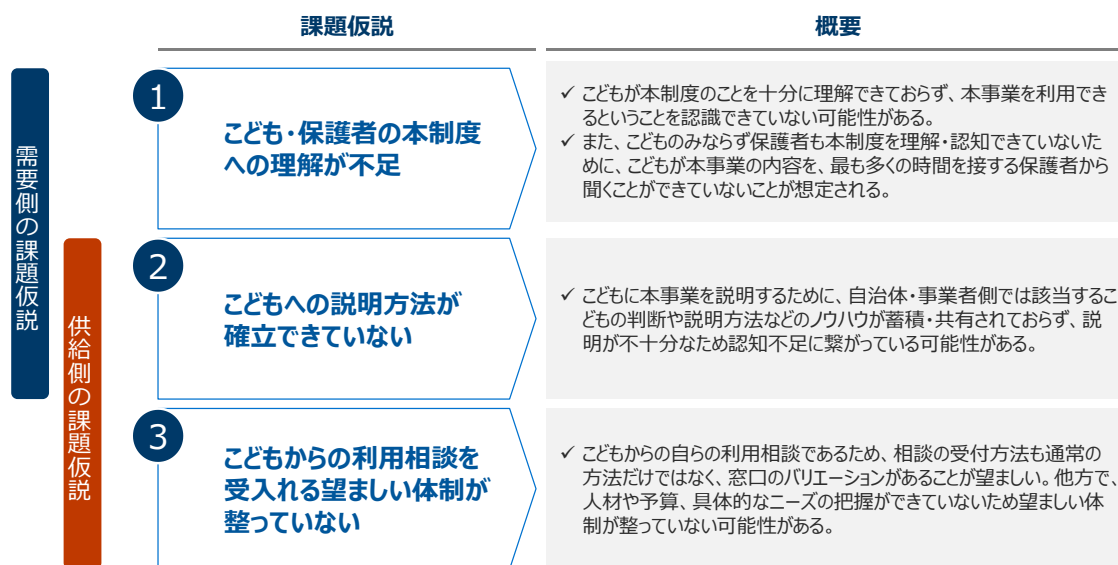
■事業者の役割

- ・ 子どもから利用の相談を受けた場合に、子どもの意向を確認して子どもの居住する市町村に子どもの状況等の連絡する
- ・ 市町村との調整を経て、子どもを受け入れる

2. 入所希望児童支援の課題仮説

こども家庭庁実施の事前調査では本制度の実績が少ないことから（令和6年度調査時点）、需要面での課題と利用に至るまでの課題が存在すると想定される。具体的には、こども・保護者の本制度への理解不足、こどもへの説明方法の確立ができていない、こどもからの利用相談を受け入れる体制の未整備の3点が課題仮説として想定される。

図6 入所希望児童支援に係る課題仮説



また、本制度の実施内容は、「子育て短期支援事業実施要綱（令和7年4月1日）」にて規定されているもの（※詳細は上記1. 参照）の、具体的なアクションや検討事項等を示した手引きは存在しない。そのため、各自治体においては手探り状態で実施を行う必要があり、実施の難易度の高さに繋がっている可能性がある。

第1部 調査研究事業の概要
第3章 入所希望児童支援について

加えて本制度を実施するにあたり、各段階にて難易度の高さにつながる論点があると考え、実態調査では当該論点を明らかにすべく、調査設計を行った。なお、アンケート調査では需要側（論点1）は主にこども向け調査で把握し、供給側（論点2～4）は自治体向け調査及び、事業者向け調査にて明らかにした。

図7 本制度の運用フローにおける論点

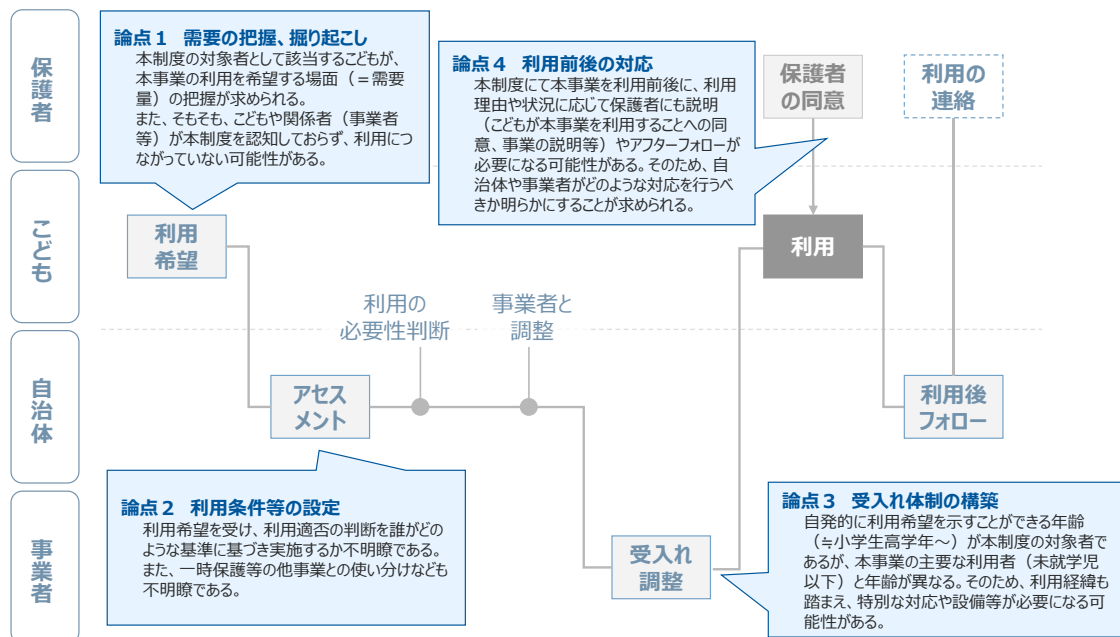


図8 論点とアンケート調査の対応関係

入所希望児童支援の現状	各調査の対象者と論点の対応関係
<ul style="list-style-type: none"> ● 本制度の実施状況について、交付申請等で把握できる仕組みになっていない。 ● なお、令和6年度にこども家庭庁で調査して把握している事例は2事例のみであり、殆ど実施されていない状況であると推察される。 ● こどもを対象とした本制度に係る需要調査はなく、需要の有無や具体的な内容が把握できていない状況である。 	こども向け調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 論点1 需要の把握、掘り起こし ✓ 論点2 利用条件等の設定 ✓ 論点3 受入れ体制の構築 ✓ 論点4 利用前後の対応
	自治体向け調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 論点1 需要の把握、掘り起こし ✓ 論点2 利用条件等の設定 ✓ 論点3 受入れ体制の構築 ✓ 論点4 利用前後の対応
	事業者向け調査 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 論点1 需要の把握、掘り起こし ✓ 論点2 利用条件等の設定 ✓ 論点3 受入れ体制の構築 ✓ 論点4 利用前後の対応

※ オレンジ字は特に重点的に確認する論点

第2部 実態調査の結果及び示唆

第1章 アンケート調査

1. 自治体向けアンケート調査

(1) 調査概要

自治体向けアンケート調査では、実態を可能な限り精緻に把握するために悉皆調査とし、こども家庭庁協力のもと、都道府県経由で全市区町村に調査協力を行った。

なお、調査項目は下記のとおり。

図9 自治体向けアンケート調査の調査の流れ

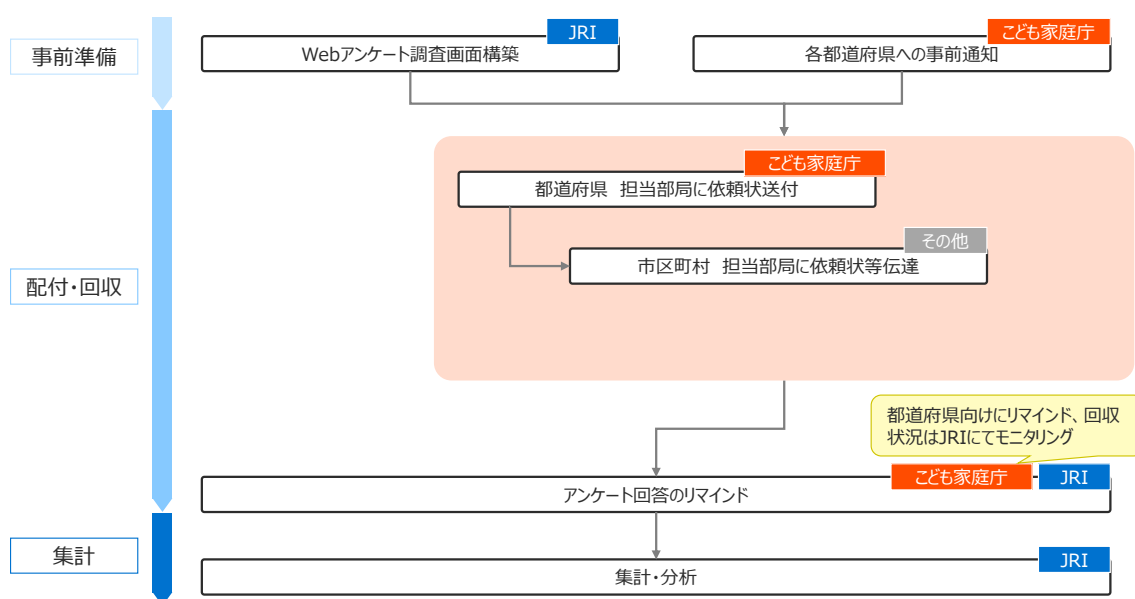


図 10 自治体アンケート調査 調査項目

基礎情報 2	需要の把握、事業の活用状況 3-5			その他 6
▼全員 Q1. 自治体名（都道府県） Q1. 自治体名（市町村） Q2. 担当者の連絡先	子どもからの利用相談の状況（需要の把握） Q3. 利用相談を受けた経験 ▼Q3で「利用相談を受けたことがある」 Q4. 利用相談を受けた先 Q5. 利用相談を受けた頻度 Q6. 子どもが利用相談を行う理由 Q7. 子どもが利用相談を行う理由 —最も多いもの—	子どもからの利用相談への対応方針、対応状況 Q8. 対応方針 ▼Q8で「対応方針が定められている」 Q9. 定めている内容 ▼Q3で「利用相談を受けたことがある」 Q10. 保護者への説明 Q11. 支援後の対応 Q12. 繋げた支援	子育て短期支援事業・入所希望児童支援の状況、課題 Q13. 子育て短期支援事業の実施状況 Q14. 入所希望児童支援の実施状況 Q15. 入所希望児童支援の加算制度の認知 ▼Q14で「実施検討を行っている」「実施している」 Q16. 実施・実施検討の経緯 ▼Q14で「実施や検討を行っていない」 Q17. 未実施・未検討の理由 ▼Q14で「実施している」 Q18. 受付から利用までの流れ Q19. 保護者への説明・同意取得 Q20. 実施における工夫 Q21. 広報・周知 Q22. 申請数 Q23. 子育て短期支援事業の利用実績 Q24. 申請する理由 Q25. 申請する理由 —最も多いもの— Q26. 実施にあたっての課題	Q27. 自由意見

(2) 調査結果まとめ

自治体向けアンケート調査の調査結果及び示唆のまとめは以下のとおり。個別調査項目の結果は「添付資料1 自治体向けアンケート調査結果」を参照。

図 11 自治体向けアンケート調査の調査概要

調査目的	入所希望児童支援について、こどもからの利用相談の実態や本制度の運用実態（検討・制度活用状況、制度活用の課題、こどもの利用動機・場面等）を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	全市区町村（本事業未実施の市区町村も含む）
回答者数	1,132自治体
設問数	27問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査時期	2025/11/5～2025/11/28 （※調査時期後の2025/12/9受領分まで集計対象として含む）

■自治体向けアンケート調査結果及び示唆まとめ

リサーチクエスチョン1：こどもからの利用相談の状況（量・傾向）はどうか

1/4の自治体が「こどもから利用相談を受けたことがある」状況で、23区でより多いことが推察される。

- ・ 「こどもから利用相談を受けたことがある」自治体は1/4を超える。特に23区でその割合が高い傾向。

こどもは日々通っている「学校」でなら利用相談をしやすい模様。「学校」にこども向けリーフレットを置いたり、カウンセラー滞在を増やしたりすることで、支援が必要なこどもに支援を繋げられる可能性がある。

- ・ こどもからの利用相談は「学校」経由が7割弱、「自治体に直接」が約5割と高くなっている。

年代が高くなるほど、こどもからの利用相談は多くなる。小学校高学年以上は「保護者等との不和」、小学校低学年以下は虐待が理由として高い特徴がみられる。この点からも「入所希望児童支援」において保護者への説明や同意取得が要点となることがうかがえる。

- ・ 年代が高くなるほど相談頻度が高くなる傾向だが、中学生からの相談頻度が最も高く、「3ヶ月に数回」が1割弱、「1年に数回以下」が6割強となった。
- ・ 利用相談を行う理由としては、年代が上がるにつれ「保護者等との不和」が高まり、小学校高学年以上では8割以上を占める。小学校低学年は「身体的虐待の恐れ」「心理的虐待の恐れ」が7割弱と高い傾向。また、その他回答では希死念慮のほか、中学生以上では教育虐待や（保護者からの）行動制限という記述も見られる。

リサーチクエスチョン2：こどもからの利用相談への対応方針はどうか

「こどもからの利用相談」について、「対応方針が定められている」との自治体は2割強と多くない。

対応方針としては、主に「児童相談所へ通報・相談する」が最も多く5割弱、「保護者へ相談し、各種支援の利用を調整する」が3割強。また、保護者への説明は「主に自治体職員が行う」が最も高く5割前後、次いで「主に児童相談所が行う」。需要の掘り起こしに伴い、自治体、児童相談所においても、こどもからの利用申請を受入れる望ましい体制の構築が必要となる可能性がある。

- 「対応方針が定められている」との自治体は2割強。23区では4割弱と高い傾向が見られる。
- 対応方針として定めている内容としては、「児童相談所へ通報・相談する」が最も多く5割弱、「保護者へ相談し、各種支援の利用を調整する」が3割強と続く。
- 保護者への利用相談があった際の説明・報告、支援を行う場合の説明・報告ともに「主に自治体職員が行う」が最も高く5割前後、次いで「主に児童相談所が行う」、その他回答でケースによる、との言及が多い。
- こどもからの利用相談から支援を行った後の対応として行っているものとしては「関連する支援・福祉の相談窓口等を、自治体が紹介する」が突出しており、8割弱であった。
- こどもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に繋げた支援（施設）としては「児童相談所」が最も多いものの、「対応していない」との回答も5割弱。

リサーチクエスチョン3：子育て短期支援事業入所希望児童支援の実施状況はどうか

入所希望児童支援自体は認知されているものの、実施には至っていない自治体が多い。実施や検討をしていない理由としては、「実施する事業者が不足しているため」が5割強で最も多く、「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」が4割強、「保護者への説明や同意取得が難しいため」が約4割と続く。この理由は都市部／その他自治体で異なり、地域ごとの施策検討が有効であると想定される。また、その他自治体において加算制度の認知は低く、認知拡大も必要である。

- 子育て短期支援事業について、7割強が「実施している」、1割弱が「未実施であるが、検討中である」、約2割が「未実施かつ、検討していない」と回答。その他自治体で「未実施かつ、検討していない」が高い傾向がみられる。
- 入所希望児童支援について、「入所希望児童支援を知らなかった」が3割弱、「入所希望児童支援を知っているものの、実施や検討を行っていない」が約5割、「入所希望児童支援を知っており、実施検討を行っている」が1割弱、「入所希望児童支援を実施している」が1割強の結果となった。
- その他自治体は、「入所希望児童支援を知らなかった」が約3割と高い傾向。政令指定都市では「入所希望児童支援を知らなかった」が存在せず、中核都市で1割弱、23区で2割弱。政令指定都市は、「入所希望児童支援を知っており、実施検討を行っている」が約3割で高い傾向がうかがえる。
- 加算制度があることを「知っている」との回答は3割強であったが、政令指定都市、23区、中核都市に絞ると約6割～8割超。
- 入所希望児童支援を実施や検討していない理由としては、「実施する事業者が不足しているため」が5割強で最も多く、「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」が4割強、「保護者への説明や同意取得が難しいため」が約4割と続く。この回答は自治体分類で異なり、23区と中核都市は「保護者への説明や同意取得が難しいため」「他事業（一時保護等）との整理がつかないため」の順に高い。その他自治体は「実施する事業者が不足しているため」が最も高いという特徴がみられる。

入所希望児童支援を実施していても、申請はほぼない状況。入所希望児童支援における、こどもからの利用相談の受付、判断、保護者への説明・同意取得は主に「自治体」が行っている。

- 入所希望児童支援での実際の申請数はどの年代も9割前後が「0人（申請なし）」。
- 入所希望児童支援にて、こどもからの利用相談の受付、判断は主に「自治体」が行っている。

リサーチクエスチョン3：子育て短期支援事業入所希望児童支援の実施状況はどうか

- 入所希望児童支援にて保護者への説明や同意の取得については、「主に自治体職員が保護者へ事前に説明し、同意を得る」が9割弱を占める。こどもが利用しやすくするための工夫としては、「こどもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」が最も多く5割弱。次いで「特になし」が4割弱
- こどもが利用相談を行う理由同様、こどもが入所希望児童支援においても、申請があったうち、中学生以上は「保護者との不和」が最も多い傾向がうかがえる。

入所希望児童支援の広報・周知については現状、個別アプローチが多い模様。

- 入所希望児童支援の広報・周知について、「利用ニーズがあると想定される家庭に個別に説明、周知を図っている」が最も高く5割強。次いで、「市役所の窓口やHP等にて広報している」が3割強、「その他」が2割強となった。

リサーチクエスチョン4：入所希望児童支援の実施について、課題は何か

課題としては、「対応できる事業者が不足・いない」が最も高く6割強。挙げる課題は自治体分類で異なっており、この点からも地域ごとの施策検討が有効であると想定される。

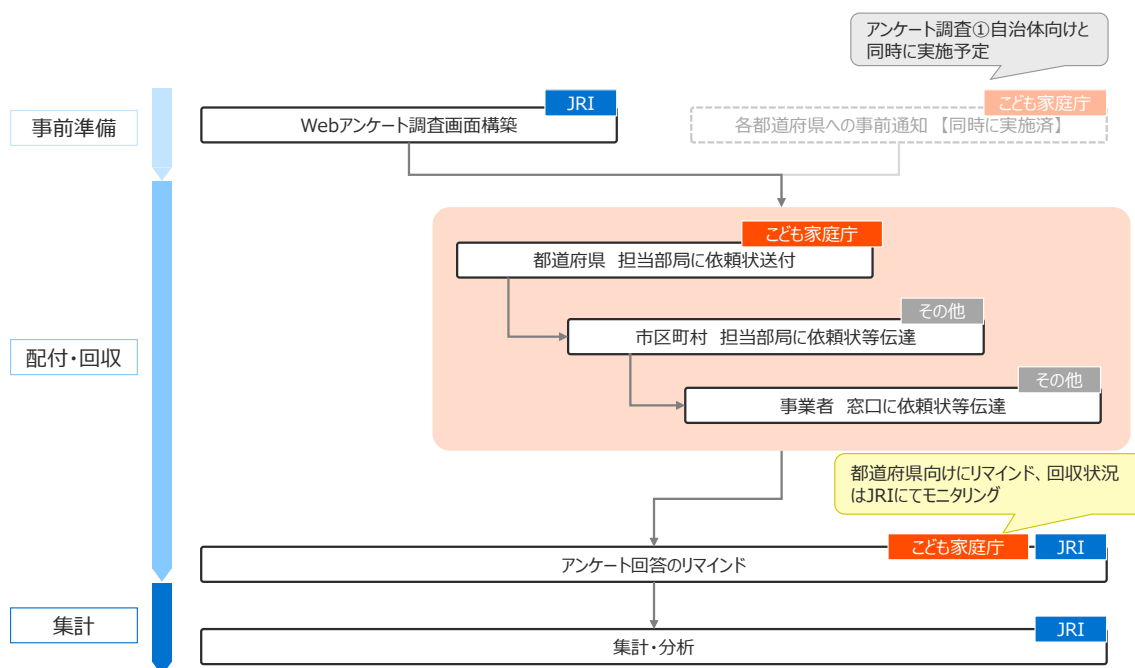
- 課題としては、「対応できる事業者が不足・いない」が最も高く6割強。次いで、「保護者の同意が難しい」「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が5割を超えて続く。
この結果は自治体分類で異なり、23区では「入所希望児童支援を実施せずとも、近しい取組みをすでに実施しており必要性を感じない」が高く、政令指定都市・中核都市は「保護者の同意取得が難しい」等が高く、その他自治体は「対応できる事業者が不足・いない」「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」等が高いといった特徴がみられる。
- また、その他回答では「障がい（特に発達障がい）のある児童や中高生の受入可能施設」との記述があり、受け入れ可能人数ではなくその範囲の拡大が必要との声もある。

2. 事業者向けアンケート調査

(1) 調査概要

子育て短期支援事業の実施事業者向けアンケート調査（以下「事業者向けアンケート調査」という。）では、実態を可能な限り精緻に把握するために悉皆調査とし、こども家庭庁協力のもと、都道府県及び、市区町村経由で全ての子育て短期支援事業の受託事業者に調査協力を行った。

図 12 事業者向けアンケート調査の流れ



(2) 調査結果まとめ

事業者向けアンケート調査の調査結果及び示唆のまとめは以下のとおり。個別調査項目の結果は「添付資料2 事業者向けアンケート調査結果」を参照。

図 13 事業者向けアンケート調査の調査概要

調査目的	入所希望児童支援について、こどもからの利用相談の実態や、本制度の運用実態（認知、活用状況、制度活用の課題、こどもの利用動機等）、事業者目線での課題点を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	子育て短期支援事業を受託している全事業者
回答者数	511件
設問数	17問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査時期	2025/11/5～2025/11/28（※調査時期後の2026/1/6受領分まで集計対象として含む）

■事業者向けアンケート調査結果及び示唆まとめ

リサーチクエスチョン1：こどもからの利用相談の状況（量・傾向）はどうか
事業者の2割強がこどもからの利用相談を受けた経験がある状況だが、頻度は多くない。こどもが相談を行う理由としては、「保護者等と不和」が9割弱と突出しており、保護者への説明や同意取得が要点となることがうかがえる。

- ・ 利用相談を受けた経験は2割強であった（「こどもから入所希望の相談を受けたことはない」が8割弱）。施設別では児童家庭支援センターにおいて相談を受けた経験が高い傾向。
- ・ 相談を受けていても、頻度は「1年に数回以下」が突出しており、多くはない。
- ・ こどもが相談を行う理由としては、「保護者等と不和」が9割弱と突出している。「落ち着いた環境で過ごしたい」「心理的虐待の恐れ」「食事や生活環境等が整っていない」が4割前後で続く。

リサーチクエスチョン2：こどもからの利用相談への対応方針はどうか

「こどもからの利用相談」について、対応方針が定められている」との事業者は2割強と多くないが、児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）では5割弱と高い傾向。対応内容としては児童相談所との連携が主に挙げられる。

- 「対応方針が定められている」は2割強であった。施設別では児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）の5割弱、児童家庭支援センター3割強の順に高い。
- 対応方針として定めている内容については、子育て短期支援事業を利用しているこどもは、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が最も高く6割強。利用していないこどもについては、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が4割強、「児童相談所へ通報・相談する」が3割強。利用していないこどもの「児童相談所へ通報・相談する」は、児童養護施設（主に本体施設）で多い傾向がみられる。
- 繋げた支援先としては、子育て短期支援事業を利用しているこどもも、利用していないこどもにおいても、「児童相談所」が最も高く4割を超える。

リサーチクエスチョン3：子育て短期支援事業入所希望児童支援の実施状況はどうか

入所希望児童支援自体、加算制度ともに認知は低く、課題の一つと捉えられる。

- 「入所希望児童支援を知らなかった」が5割強、「入所希望児童支援を知っているものの、市区町村において実施されていない」が3割強、「市区町村において、入所希望児童支援が実施されている」が2割弱であった。認知が低い施設は、乳児院の他では、児童養護施設（主に本体施設）やその他施設。また、加算制度を「知っている」との回答が全体の1割強。
- 入所希望児童支援をこどもが利用しやすくするための工夫としては、「こどもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」が最も高く5割弱であった。「特になし」との回答も4割弱。
- 一般的な子育て短期支援事業の利用の際と受け入れにあたって異なる点については、特になし、との回答が6割弱と最も多かった。

リサーチクエスチョン4：入所希望児童支援の実施について、課題は何か

実施に際して「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」のほか、多くの課題を抱えている。その中でも児童家庭支援センターは予算、人員不足の課題を挙げる割合が高く、施策検討が必要であると想定される。

- 「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が最も高く6割弱。次いで、4～5割の回答比率となった項目が複数あり、課題は多い。特に、児童家庭支援センターは「予算の都合から対応する人員を増やすことが出来ない」が7割強、「新たな人員の雇用がスキルのある人材の不足から難しい」が6割を超えるなど課題が多い傾向がうかがえる。
-

3. こども向けアンケート調査

(1) 調査概要

こども向けアンケート調査では、児童養護施設等に事前にアンケート調査票の他、調査趣旨やこども・保護者への説明方法等を共有のうえ、協力可否を確認し、協力可と回答のあった事業者等の協力のもと、こどもからの回答を取得した。

図 14 こども向けアンケート調査の調査の流れ

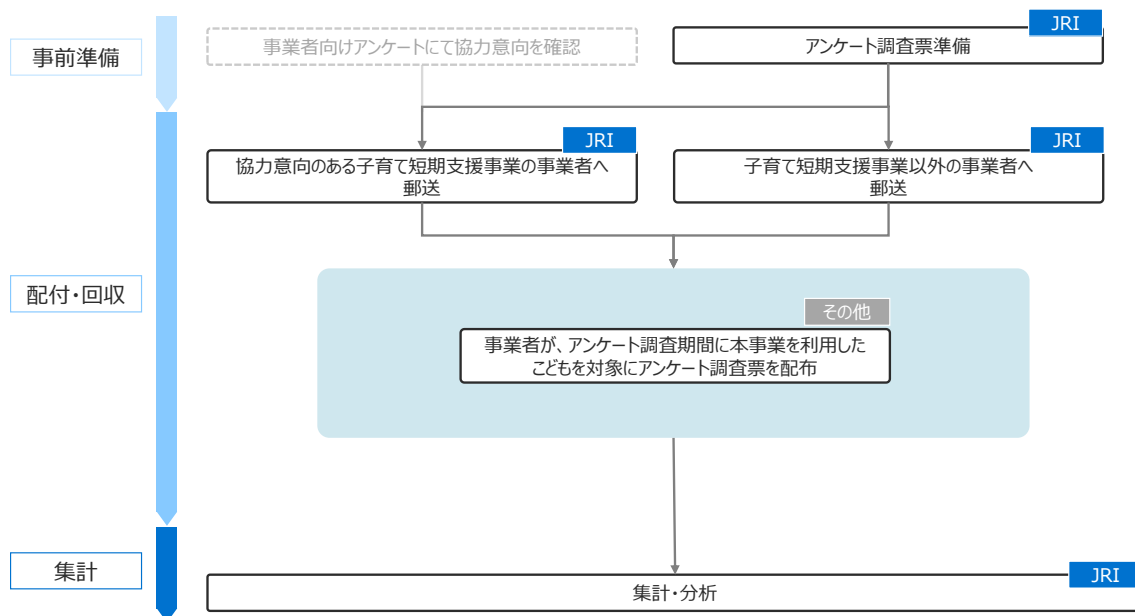


図 15 こども向けアンケート調査 調査項目

基礎情報	こどもの状況、意向（需要の把握、掘り起こし）
▼全員 Q1. 年齢	▼全員 Q2. 今、“困ったな”と思っていることがあるか ▼Q2で「ある」 Q3. どんなことで困っているか Q4. こんな人ががいたらいいな、こんな場所がいたらいいな、と思うもの Q5. この1年間で学校や習い事を休みたい／家から離れたいと思ったことがあるか ▼Q5で「おうち（自宅）から少し離れたい」 Q6. おうち（自宅）から少し離れたいと思った理由 Q7. おうち（自宅）から少し離れる際に心配なこと Q8. おうち（自宅）から離れたい期間 Q9. おうち（自宅）から離れるにあたって安心できる場所 ▼Q5で「学校を少し休みたい」「習い事や塾を少し休みたい」「おうち（自宅）から少し離れたい」 Q10. 休みたい／離れたい気持ちになった時にどういうことをするか

(2) 調査結果まとめ

こども向けアンケート調査の調査結果及び示唆のまとめは以下のとおり。個別調査項目の結果は「添付資料3 こども向けアンケート調査結果」を参照。

こどもからのニーズとして、「おうち（自宅）から少し離れたと思ったことがある」こどもは2割強存在することから、こどもの権利教育も併せて実施し、「家から離れるという選択肢があること」を訴求していくことが重要と考えられる。

また、自宅から離れる際の懸念事項として、「携帯の使用不可」とする回答の割合が高い。携帯の使用を許可することで、本制度の利用のハードルを下げる可能性がある一方で、外部との不用意な接触により、トラブルが発生する懸念も考えられるため、そのようなリスクに対する対策や使用にあたってのルール作りも必要と考えられる。

図 16 こども向けアンケート調査の調査概要

調査目的	こどもの視点からの本制度の需要、課題を把握する。 今回は、本制度への潜在需要を持つこどもが比較的多いと想定される各種居場所関連事業（子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、等）の施設や事業所、児童家庭支援センター、その他施設を利用するこどもを対象として行う。
調査地域	全国
配布事業／施設	①子育て短期支援事業の実施施設（児童養護施設） ②児童育成支援拠点事業の事業所 ③こども家庭センター ④児童家庭支援センター ⑤こども食堂、その他 で協力意向を得られた先
調査対象者	上記を利用するこども 小学4年生～18歳
回答者数	237人
設問数	10問
調査手法	①・②主に都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼 ③・④・⑤主に本事業委員から依頼／ヒアリング実施先に依頼し、協力意向を得られた先にアンケート用紙を郵送
調査時期	2026/1/30（金）～2026/2/24（火） ※1. 調査時期後の2026/3/3（月）受領分まで集計対象として含む ※2. 一部、2026/1/30前に①、②で依頼した際のPDFを印刷して回答いただいたものも集計対象として含む

■こども向けアンケート調査結果及び示唆まとめ

リサーチクエスチョン1：こどもからのニーズはどうか

「おうち（自宅）から少し離れたと思ったことがある」こどもは2割強存在。

- 「学校を少し休みたいと思ったことがある」に次いで、「おうち（自宅）から少し離れたと思ったことがある」は2割強の回答があった。年齢が低いほど高くなる傾向。
- 理由は、4割弱が「おうちの人と喧嘩したから」、3割弱は「おうちの人や兄弟姉妹などのお世話に疲れたから」、2割は「おうちにいると落ち着かないから」を挙げている。

離れたい期間への回答としては、「お泊まりをして2～3日くらい」「答えたくない」が最も高く2割強であった。また、無回答が約1割存在する。「答えたくない」「無回答」を合わせると3割強となり、こどもにとって、自ら離れたい期間を述べることへの難しさがうかがえる。

- 「どれくらいの間、おうちから離れたいと思いましたが？」に対して、「お泊まりをして2～3日くらい」「答えたくない」が最も高く2割強。また、無回答が約1割存在する。年齢別にみると、「9歳-12歳（小学生）」「12歳-15歳（中学生）」はともに「お泊まりをして2～3日くらい」が最も高く3割弱となった。

“困ったな”と思っていることがあるこどもが求めるものとして、「自分の家から離れて宿泊できる場所」「学校以外で通う施設（学童、子ども食堂、児童家庭支援センターなど）で相談できる大人の人」との回答は3割弱であった。

- 今“困ったな”と思っていることがあるこどもに「こんな人がいたらいいな、こんな場所があったらいいな、と思うものはありますか？」と聞いたところ、「一人で落ち着ける場所」が最も高く5割強、次点は「相談できる友達」で4割強であった。そして、「自分の家から離れて宿泊できる場所」「学校以外で通う施設（学童、子ども食堂、児童家庭支援センターなど）で相談できる大人の人」が3割弱で続く。
- 年齢別にみると、「自分の家から離れて宿泊できる場所」は「9歳-12歳（小学生）」で3割弱、「12歳-15歳（中学生）」は2割弱となった。「学校以外で通う施設（学童、子ども食堂、児童家庭支援センターなど）で相談できる大人の人」については、「9歳-12歳（小学生）」「12歳-15歳（中学生）」ともに3割弱であった。

リサーチクエスチョン2：こどもが利用するにあたっての課題はなにか

おうちから少し離れる際に心配なこととしては、「（携帯、パソコンが使えない場所の場合）自分の携帯、パソコンを使えなくなること」が最も高く5割弱、次いで「過ごす場所がどんなところかわからないこと」が4割強。入所希望児童支援のリーフレットには、携帯の利用方法や施設での過ごし方を載せたほうがよいか。

- 「おうち（自宅）から少し離れるとしたら、なにか心配なことはありますか？」に対して、「（携帯、パソコンが使えない場所の場合）自分の携帯、パソコンを使えなくなること」が最も高く5割弱、「過ごす場所がどんなところかわからないこと」が4割強、「おうちの人（保護者）に怒られそうなこと」との回答が3割強と続いた。
- 年齢別にみると、「9歳-12歳（小学生）」は「過ごす場所がどんなところかわからないこと」が5割弱で最も高く、「12歳-15歳（中学生）」では「（携帯、パソコンが使えない場所の場合）自分の携帯、パソコンを使えなくなること」が7割弱と最も高くなった。

おうちから安心して離れられる場所としては、「個室があるところ」「携帯を持ち込めるところ」が5割強で高い。

- おうちから安心して離れられる場所としては、「個室があるところ」「携帯を持ち込めるところ」が5割強で高くなった。次いで「同じくらいの年齢のこどもが多くいるところ」で4割強。「個室があるところ」「携帯を持ち込めるところ」は特に「12歳-15歳（中学生）」で高くなった。

第2章 ヒアリング調査

1. ヒアリング調査概要

(1) 調査概要

アンケート調査は本制度に係る初の本格的な実態調査であることを踏まえ、回答率の向上に重きを置き、需要の有無のみや実際の対応の概観等を確認するのみにとどめている。

そのためヒアリング調査では、制度運用の課題等の観点から「自治体」、こどもから利用相談・対応事例の観点から「居場所等の事業者」、こども目線でのニーズを把握するため「若者支援を行う事業者」の3者を対象とし、調査を実施した。

調査項目は以下のとおり。

図 17 ヒアリング調査の位置づけ

	調査の主な狙い	調査対象	調査の留意点・重視する点
アンケート調査	需要の有無、本制度の運用状況等、 本制度に係る実態の概観を把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体、事業者…需要の有無、制度の運用状況、実際の支援状況（制度実施有無関わらず） ● こども…利用相談したいと思うような悩み・場面の有無 	本制度に係る初の本格的な実態調査であることから、なるべく多くの方・組織にご協力いただき、 本制度に係る全体的な傾向や、今後の施策検討に活用可能な検討材料に資する基礎情報の把握 を重視する
ヒアリング調査	利用相談があった際の個別具体的な対応事例や、こどもからの入所希望に基づいた支援の課題等、 定型の設問では確認が困難な、個別事情に応じた支援実態や課題感等の意見 を中心に確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体…利用相談に基づいた支援の実態等（例：本制度に依らず、既存の事業を活用して柔軟に対応している） ● 居場所等の事業者…本制度が必要と合致し運用可能なものとするための改善点・課題感等 ● 若者支援を行う事業者…本制度への期待感、利用者目線での利用しづらさ等 	本制度の普及があまり進んでいないことを踏まえ、制度の枠組みに囚われすぎず、各市町の背景（リソースや支援の考え方等）も含めて、「 こども自ら、自宅以外の居場所を求めた際にどのように支援につなげることが望ましいか 」という観点から課題感や実態、意見等を広範に確認する

図 18 ヒアリング調査項目（自治体向け）

■ヒアリング調査 | 自治体向け

項目	お伺いしたい事項
1. こどもからの利用相談・対応実績	<ul style="list-style-type: none"> こどもから利用相談がされた場面や理由 こどもから利用相談を受けて、実際に行った主な対応・支援の詳細とその結果
2. 利用相談における対応方針・課題感	<ul style="list-style-type: none"> 利用相談を受ける際に留意すべき事項や、相談しやすくするための工夫 利用相談を受けた際に、こどもの状況や理由を確認、判断する方法 利用相談を受けた際における対応方針（文書等で定められていないものも含む） 利用相談を受けた際の、サポートプランにおける位置づけや連携の考え方 利用相談を受けた際に、限られた支援のリソースを有効活用し、対応するための工夫（利用相談の内容に応じた支援内容の差配等） 利用相談を受け、支援を行うなかで感じた課題
3. 入所希望児童支援のあるべき像について	<ul style="list-style-type: none"> 本制度の実施・検討状況及び、その理由 本制度がこども視点で利用しやすいものとするため、考えられる需要の掘り起こしの工夫（こどもの権利教育やSOSの教育の実施状況含む） 利用相談を受けやすくするために望ましい関係機関との連携及び、連携の現状とその理由（特に学校との連携の状況） 利用相談を受けて支援する際における、支援の留意点や望ましい受入れ環境、支援内容
4. 支援のための調整や継続的な支援について	<ul style="list-style-type: none"> 本制度における保護者の同意取得の困難さと、同意取得の必要性に対する考え 民法改正後（共同親権の適用）における、保護者の同意における懸念点や対応方針 利用相談を受けて支援を行った後、継続的な支援に繋げていくために望ましい対応や工夫 一時保護や民間団体の居場所関連の支援等の他事業と、本制度との望ましい役割分担

図 19 ヒアリング調査項目（自治体向け）

■ヒアリング調査 | 子育て短期支援事業、居場所等の事業者向け

項目	お伺いしたい事項
1. こどもからの利用相談・対応実績	<ul style="list-style-type: none"> こどもから利用相談がされた場面や理由 こどもから利用相談を受けて、実際に行った主な対応・支援の詳細とその結果
2. 利用相談における対応方針・課題感	<ul style="list-style-type: none"> 利用相談を受ける際に留意すべき事項や、相談しやすくするための工夫 利用相談を受けた際に、こどもの状況や理由を確認、判断する方法 利用相談を受けた際における対応方針（文書等で定められていないものも含む） 利用相談を受けた際に、限られた支援のリソースを有効活用し、対応するための工夫（利用相談の内容に応じた支援内容の差配等） 利用相談を受け、支援を行うなかで感じた課題
3. 入所希望児童支援のあるべき像について	<ul style="list-style-type: none"> 本制度がこども視点で利用しやすいものとするため、考えられる需要の掘り起こしの工夫（こどもの権利教育やSOSの教育の実施状況含む） 利用相談を受けやすくするために望ましい関係機関との連携及び、連携の現状とその理由（特に学校との連携の状況） 利用相談を受けて支援する際における、支援の留意点や望ましい受入れ環境、支援内容
4. 支援のための調整や継続的な支援について	<ul style="list-style-type: none"> 本制度における保護者の同意取得の困難さと、同意取得の必要性に対する考え 民法改正後（共同親権の適用）における、保護者の同意における懸念点や対応方針 利用相談を受けて支援を行った後、継続的な支援に繋げていくために望ましい対応や工夫 一時保護や民間団体の居場所関連の支援等の他事業と、本制度との望ましい役割分担

図 20 ヒアリング調査項目（自治体向け）

■ヒアリング調査 | 若者支援を行う事業者向け

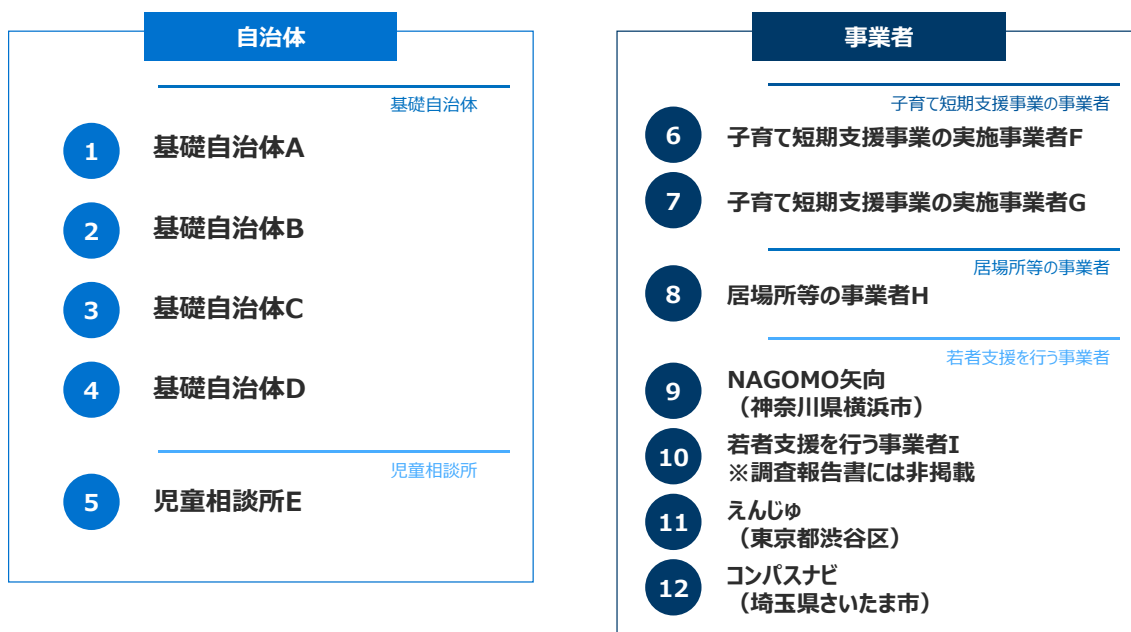
※18歳以上の若者向けに支援を行う中で、子どもの年齢期における支援（居場所）の必要性等の観点から意見を確認。

項目	お伺いたい事項（下記項目は子育て短期支援事業等の事業者向けのもので、ご参考）
1. こどもからの利用相談のニーズ	（※若者支援を実施いただく中で、若者からこどもの年齢期における、自らの利用相談による居場所のニーズ等の意見を聴いたことがあればお聞かせください） ・ こどもから利用相談のニーズの有無
2. 利用相談における対応方針・課題感	（※若者支援を実施いただく中で感じた課題感等をお聞かせください） ・ 利用相談を受ける際に留意すべき事項や、相談しやすくするための工夫 ・ 利用相談を受けた際に、若者（こども含む）の状況や理由を確認、判断する方法 ・ 利用相談を受けた際における対応方針（文書等で定められていないものも含む） ・ 利用相談を受けた際に、限られた支援のリソースを有効活用し、対応するための工夫（利用相談の内容に応じた支援内容の差配等） ・ 利用相談を受け、支援を行うなかで感じた課題
3. 入所希望児童支援のあるべき像について	（※本制度に関して、ご意見をお聞かせください。） ・ 本制度がこども視点で利用しやすいものとするため、考えられる需要の掘り起こしの工夫（こどもの権利教育やSOSの教育の実施状況含む） ・ 利用相談を受けやすくするために望ましい関係機関との連携及び、連携の現状とその理由（特に学校との連携の状況） ・ 利用相談を受けて支援する際における、支援の留意点や望ましい受入れ環境、支援内容
4. 支援のための調整や継続的な支援について	・ 本制度を利用する際の「保護者の同意取得」の困難さと、同意取得の必要性に対する考え ・ 民法改正後（共同親権の適用）における、保護者の同意における懸念点や対応方針 ・ 利用相談を受けて支援を行った後、継続的な支援に繋げていくために望ましい対応や工夫 ・ 一時保護や民間団体の居場所関連の支援等の他事業と、本制度との望ましい役割分担

(2) 調査結果対象先

本制度は先行事例が少なく、児童相談所等の関係機関との連携が肝要と考えられることから、実施自治体、児童相談所、子育て短期支援事業の実施事業者、居場所等の事業者、若者支援を行う事業者に協力いただき、計12団体にヒアリング調査を実施した。

図 21 ヒアリング実施先一覧



2. ヒアリング調査結果まとめ

(1) 調査結果まとめ

① 基礎自治体

自治体においては、独自に周知のためのリーフレット等を作成し、啓発活動を行っている自治体も存在した。他方で、継続的な支援の観点から、一定程度関係が構築できている家庭に本制度を使うべきとの意見もあった。

表 2 ヒアリング調査結果概要（基礎自治体）

対象	ヒアリング結果概要
1 基礎自治体 A	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童・要支援児童に対象を限定せず、本事業を実施しており、本制度も条件は付けずに実装済み。なお、結果的に「保護者の同意」が必要との整理に至った。 こどもが必要とした場合に利用を案内できるようにしているが、現時点で利用申請の実績はない。また、ポピュレーションアプローチで運用する場合には、利用相談のこども全員にソーシャルワークはできず、「いますぐ利用したい」というニーズに応えることを重視。
2 基礎自治体 B	<ul style="list-style-type: none"> 市内の公立小中学校の児童生徒全員に毎年2回、市にて独自に作成したリーフレットを配付。こどもの関心を引きやすいようにポケットサイズの折り畳み式のカード型（内側に利用相談を想起できるシーン、裏面に相談先）や、こどもが好むゲーム風のイラストの表紙の資料としている。 既に支援に繋がっていたこども以外にも、新規での利用相談のこどもを本制度にて受入れた事例もあった。利用時に保護者にも丁寧に説明を行い、利用後のフォローとして、利用してどうだったかという振り返りを、担当職員がこども・保護者と行っており、継続的に支援していくことを伝えて、継続的な支援に繋がっている。
3 基礎自治体 C	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の事業者の職員と人間関係ができており、職員に対して直接利用相談があり、それを受けて、今回使った方が良いと思われる場合には本制度での利用を促している。結果として、一定数の本制度の利用に繋がっている。 ショートステイ等の利用者にはチラシを配布しているほか、HPにも掲載し啓発を行っている。周知方法としては、チラシの配布に加え、教育委員会のスクールソーシャルワーカーと連携して情報交換を常にしており、学校にそのような生徒が

対象	ヒアリング結果概要
	<p>いた場合には、このような制度を伝えることで啓発ができて いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所は県の管轄だが、月2回の連絡会（実務者会議）の実施のほか、常に情報共有をしており、こどもが家に帰りたくない等の状況が発生した際には、児童相談所から市のショートステイを利用できないかと照会があり、施設の空き状況等を確認して調整している。逆に、市から児童相談所へ、ショートステイでは対応できないので一時保護を検討できないかと相談することもある。
4 基礎自治体D	<ul style="list-style-type: none"> • 利用開始前から保護者と市職員との間に面識や信頼関係がある家庭において、児童本人からの相談を端緒とした利用実績がある。 • 本制度の根幹は「保護者との良好な関係性を維持しつつ、こどもの最善の利益を確保すること」にある。本制度は、一定の信頼関係が構築されている家庭の児童であれば、必要なタイミングでの迅速な利用が可能となり、結果として利用後の円滑な家庭復帰に資すると考えられる。 • 一方で、新規の利用相談において虐待が強く疑われる事案については、保護者の同意取得が困難（承諾に向けた心理的障壁が高い）な場合が多い。このようなケースでは本事業による対応に固執せず、速やかに児童相談所へ送致・連携を行う判断が必要となる。 • 本制度の活用後に事態の深刻化により一時保護へ移行した場合、保護者との信頼関係が毀損（きそん）するリスクを孕んでいる。そのため、保護者の信頼感や拒絶反応に配慮しつつ、その後の地域における包括的な支援体制を構築することが極めて重要である。

② 児童相談所

児童相談所の視点からは、こどもの利用相談をその背景も含めてしっかり聞き取ることができるかという点に関して懸念があり、自治体職員はこどもの話を聞くことに慣れていないこともあり、難易度が高い可能性が指摘された。また、保護者と対立構造にならずに保護者ともそこそこに付き合ってもらう力量や、複数人で多面的に判断していく体制等が必要とされた。

表3 ヒアリング調査結果概要（児童相談所）

対象	ヒアリング結果概要
5 児童相談所 E	<ul style="list-style-type: none"> • こどもが利用相談をした際に、その言葉から背景にある理由を十分に把握できる人材や機関がどの程度存在するのかが懸念である。新規で利用相談があった場合には、親子関係の改善につながらなくなる可能性もある。 • 児童相談所を設置していない基礎自治体（政令指定都市等を除く基礎自治体）では、児童相談所との調整が難航すると考える。例えばさらに帰宅を拒否した場合等は権限のある児童相談所に任せる等の取り決めがあることが望ましい。 • 「こどもの意見を聞く」ことを明示して意識して取り組むことは重要であり、児童相談所でもこどもの言葉のままで受け取ってしまい理解が足りなかったと感じている。 • 児童相談所以外の自治体職員は、こどもの話を聞くことに慣れておらず難易度が高いのではないか。全面的にこどもの味方になってしまうと、児童相談所のように保護者と対立構造になってしまうため、保護者と対立構造にならずに保護者ともそこそこに付き合ってもらう力量が必要である。一定程度こどもの意見を聞く経験はあってほしい。 • 利用相談を受けた際には保護者の言い分、こどもの言い分、客観的な状況等を、一人の判断ではなく、複数人で多面的に判断しなければ、的確に対応・判断していくことは難しい。 • ショートステイの頻回利用者は、児童相談所の対応すべきケースと表裏一体である。そうした中、子育て短期支援事業のなかでこどもの意見をしっかり聞くことが重要でありかつ優先である。

③ 子育て短期支援事業、居場所等の事業者

子育て短期支援事業の実施事業者では、SNS を駆使し、こども・保護者との関係性を構築することで、こどもからの利用相談や保護者の同意を取得しやすくしている例もあった。また、本制度の位置づけとして、連続した支援のなかの一環として行うべき緊急避難的な制度であるとの意見もあった。

表 4 ヒアリング調査結果概要（子育て短期支援事業、居場所等の事業者）

対象	ヒアリング結果概要
6 子育て短期支援事業の実施事業者 F	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の利用の1割が、こども本人からの利用相談を受けての支援実績。 様々な支援事業を行っているなかで、LINE を駆使しこども・保護者双方と関係性を構築。こどもからの相談を受け、保護者の同意を困難なく取得できている。 こどもの利用相談を断らない、生活リズムを家庭環境と変えない、個室も用意する等が重要。 一時保護はこども・保護者に拒否されるが、ショートステイであれば承諾される場合もある。
7 子育て短期支援事業の実施事業者 G	<ul style="list-style-type: none"> 利用相談を受けたことはないものの、本制度は連続した支援のなかの一環として行われるべき緊急避難的な制度である。虐待の懸念があれば一時保護、明確に判断できないグレーゾーンな場合に“準一時保護”として本制度を運用することもあり得る。 一時保護は訴訟リスクがあるが、ショートステイであれば丁寧に説明をすることで保護者の同意は取得しやすい。 指導要請のように、市町村がこどもに支援を届けるための“武器”として使うことができる。
8 子育て短期支援事業の実施事業者 H	<ul style="list-style-type: none"> 居場所を提供するなかで、こどもからの利用相談を受けたことはほぼない。利用相談をすると保護者に怒られるとこどもが感じていること、家に帰らなくていいという選択肢を認識していないなどが理由。 利用相談があった場合には、市町村の委託事業の仕様外になるため、まずは市区町村に連絡し判断を仰ぐ。他方で、こどもが相談する時間は、利用終了間際のことが多く、行政窓口が閉まっている時間のため相談できないこともあり、その場合は警察に相談、一時保護での対応になっている。

④ 若者支援を行う事業者

若者支援の観点から振り返ると一時保護を忌避する傾向や、一見支援が必要でない（必要と気づけていない）ものの本当は支援が必要なこどもも存在することが指摘されており、周知や意見を聞く体制を整える重要性が示された。

表5 ヒアリング調査結果概要（若者支援を行う事業者）

対象	ヒアリング結果概要
9 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 神奈川居住支援推進室 (Nagomo 矢向)	<ul style="list-style-type: none"> 若い女性（16～38歳程度）で居住場所がない方向けのシェアハウスを運営。スクールソーシャルワーカーから紹介を受けて、保護者の同意を取得したうえで支援を行ったことがある。 要保護・要支援児童ではないものの、利用相談があった事例もあり、安心できる環境での一時的なレスパイトによって状況が好転した。 一時保護の経験者が多く、一時保護は利用したくないが家では過ごしたくないというニーズがある。
10 若者支援を行う事業者 I	【非掲載】
11 NPO 法人えんじゅ (東京都渋谷区)	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の観点で保護者を頼れないこどもの相談を受けることがある。若者同士で当施設の情報が共有されているケースやホームページを見て連絡をもらうケースが多い。 利用相談において、職員・担当者が話を聞く準備・体制を設けられているかが重要である。追い詰められている限界に近い状況にならないとSOSの声が届かない傾向にある点に留意が必要である。臨床系の心理士に關係する資格を持つ人材や子ども家庭ソーシャルワーカーなどがいるとよい。若者側の立場に立ってまずは状況聞き取ることが優先することが重要である。 子育て短期支援事業自体に、こどもを早期に助ける予防的側面を期待している。こどもの小さなニーズを拾うことは難しく、地域のなかでこどもに係る関係者が綿密に連携して支援することや、保護者と離れて過ごすという選択肢があることを提示していくことが重要である。本制度の周知にあたっては、こ

対象	ヒアリング結果概要
	<p>ども自身が置かれた状況を自覚することが難しいことを鑑みて、自分が対象であることに気づかせるような文言があれば良い。</p>
<p>12 一般社団法人コンパスナビ (埼玉県さいたま市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 若者支援にあたり、別の利用者を経由した口コミから利用に繋がるケースが多い。支援にあたっては、支援する/されるという一方的な関係にしないことやイベントなどを実施しても参加を強制しないこと、一定のルールのもとで自由に滞在できる場にするとは意識している。 • 既に支援の対象となる家庭と関係性を構築できているような組織と自治体等が関係性を強化し、必要な場合にはそうした団体を巻き込むことができるかが重要になる。 • 支援が必要な状況が見えづらい保護者などに対してアプローチできる仕組みづくりも行うべき。

(2) 調査結果詳細

① 基礎自治体 A

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 本制度を運用しているが、まだ利用相談がされたことはない。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 本市では、要保護・要支援児童を対象を限定せず、幅広く利用していることから、個別に本制度を説明する機会も持っていない。
- ✓ コーディネートを担う区こども家庭センター職員が本制度への理解を深めるための特別な研修や周知などは行っていないものの、既存の研修の中で説明は受けている。区こども家庭センターは要対協の調整機関の役割も兼ねており、在宅支援に関する研修の中で行政側が提供する在宅支援の全体像も踏まえつつ本制度を認識できるようになっている。
- ✓ 本市はポピュレーションアプローチのため、こどもからの利用相談があった場合には、一般的なショートステイと特段変わらない対応を想定している。
- ✓ 利用対象者像やターゲット設定は自治体によって異なる。本市では保護者の就労を理由としたショートステイの利用も多く、特段ケアが必要であるような利用理由ではないことも多い。本制度の利用対象者を幅広く設定するか、一時保護の一步手前等の限定的な利用とするのかに応じて、利用相談を受けた際の対応方針は異なると考える。
- ✓ サポートプランにおける位置づけを決める必要性は認識しているものの、まだ踏み込んで議論できていない。今後、利用相談を受けて対応していく中で、必要に応じて検討を重ねていくことになると思う。
- ✓ 対象を幅広くしているため、予約の枠次第で使えない状況は発生しうる。優先して対応すべきこども・家庭から利用相談があった場合には、一時保護での対応になる可能性がある。やむを得ず一時保護で対応せざるを得ない、利用相談をしたものの利用できないという事態を防ぐためには、十分な受け皿の確保が必要である。ショートステイ里親の育成、拡充が重要と考える。
- ✓ 本事業では既に送迎加算があるが、年齢の高いこどもであれば、利用中に学校等に通う際の送迎対応の数が増える。そのため、本制度では送迎数に応じた加算があると望ましい。また、調整などの業務も増えると思うため、専従人員配置支援に関しても1施設単位ではなく、支援の実績数に応じた加算とすることが望ましい。
- ✓ こどもの年齢が高いと里親による対応が難しい傾向にあり、基本的には施設での受入れになる。そのため本制度は、供給量の確保が重要となる。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 本制度を運用済みであり、市役所の窓口にてこども自らの利用相談に基いて実施できるような仕組みとしている。他方で本説明を聞き、改めて「保護者の同意」が必要と認識した。本制度に関する説明資料などが不足しており、手探りで運用している状況である。
- ✓ こどもに対して説明する方法が確立できておらず、その1つのツールとしてこども向けリーフレットは有用である。リーフレットには、本制度や本事業の詳細な内容の記載は不要であり、どのような施設を利用できて、どのように申請すればいいのか（申請場所、連絡先、連絡方法等）が分かると良い。リーフレットの運用方法としては、本事業を委託している施設にて配付する方法等が想定される。学校等にて認知・啓発のために広範に配付した場合には、比較的軽い理由も含めた様々な利用相談が寄せられてしまい対応できない（供給量の問題、アセスメント・判断をできない等のため）懸念がある。
- ✓ こどもが利用相談を行うタイミングは、「いますぐ利用したい」と言う時であり、利用相談から時間がかからずショートステイを即座に利用できることが重要である。ショートステイで受け入れる際には、アレルギーや家庭の情報の把握などが不可欠だが、その確認を待ってしまうと、こどものニーズに寄り添うことができなくなる。
- ✓ ショートステイ先の施設から学校に通うこともでき、その場合には施設の職員が学校に送迎を行う旨を学校に連絡することに併せて、学校との連携が結果的に発生する。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ 保護者の同意が必要となれば、利用相談を受けてから実際の支援につながるまで、リードタイムが生じてしまうことを懸念している。
- ✓ 本制度はこどもの利用相談を起点として支援を行うため、こどもに支援の意思決定の責任が生じてしまわないように注意が必要である。責任主体を本制度の運用方法とともに提示してほしい。
- ✓ 実施自治体によっては、ポピュレーションアプローチの側面もあるため、ショートステイの利用者1人1人をケースワークすることはできていない。
- ✓ 本市でも、本制度と一時保護の違いが何かは実装時に議論になっており、本制度はハイリスクアプローチ / ポピュレーションアプローチのいずれで運用するのか、現在は各市町村に委ねられていると認識している。
- ✓ こども向けの支援は各事業にて明確に役割分担する必要はなく、役割が一部重複しても問題ないと考える。

② 基礎自治体 B

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 令和6年から入所希望児童支援を開始し、令和6年度は利用がなかったが、令和7年度は2件の利用があった。
- ✓ 1件目は兄弟仲の不和、2件目は家に帰りたくないための相談であった。2件目事例では、保護者にも説明を行い試しに1泊過ごすこととなった。同意取得にあたり、保護者にはかなりびっくりされた。このような制度があること自体も知らなかったため、一時保護との違いは丁寧にお伝えした。
- ✓ 保護者への説明にあたっては、特にマニュアル等は設けていないが、丁寧に説明している。まずはこどもの話をよく聞き、何が課題でどういう希望なのかを聞き取り、それを保護者に伝えた上で、最終的にはこども・保護者と三者で話し合いの場を設け、方針を決定している。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 市内の公立小中学校の児童生徒全員に、毎年2回（夏休み前・虐待防止推進月間（11月））リーフレットを配布している。入所希望児童支援制度に限ったものではなく、相談ができることを伝える内容で、本市が独自で作成したもの。2件目のこどもはそれらを見て来てくれた模様であり、常々周知を行うことが必要と考えている。夏休み前に配布しているのは、ポケットサイズの「こころのおまもり」という折り畳み式のカード型。中面に、こんなことで相談して良いよ、ということが例示として書いてある。裏面に相談先として子ども家庭支援センターの連絡先が記載されている。虐待防止推進月間に配っているのは、こどもが好むゲーム風のイラストの表紙で、中面には子ども家庭支援センターに限らず、夜間や来所が難しい場合にチャットで相談できるところ等を載せており、相談先が分かりやすく書いている。子ども家庭支援センターに相談してくれれば対面に対応できるし、自宅や学校に向くこともできることを伝えている。学校を通じた配布は、子ども家庭支援センターができた当時からやっている。小中学校の校長会で説明をし、配布してもらっている。学校がすぐに配れるように、クラス人数別にまとめる等の細かな準備もこちらで行っている。

- ✓ 子ども家庭支援センターの職員が相談員となっており、保健師の資格を持っているものが半分。その他、事務職でありながらもともと社会福祉士の資格を持っていたり、生活保護や障害者支援等で相談経験を持っていたりする職員を配置してもらっている。人材確保については、本当はもう少し社会福祉士を増やし、保健師は母子保健の方に振り分けたい。しかし、専門職としての採用は保健師のみのため、社会福祉士だけを増やすことは難しい。とはいえ、虐待防止・予防は重要との認識があるため、人事異動の際にはそのような職員を配置して欲しいとの要望は出している。
- ✓ サポートプランの意義は理解しているつもりだが、現場にいと、正直なところサポートプランは後回しにしがちである。サポートプランを作るよりも、その日その子をあずかるかに重点を置かねばならず、2件とも預かってもらう児童養護施設や保護者との連絡に手を割いていて、サポートプランは作成していない。時間的にゆとりがあるケースでなければサポートプランを作りにくい。長期的に、レスパイト等で2週間後に利用したい等であればサポートプランを作成するが、緊急的に今日預かるかどうかというケースでは作りづらい。
- ✓ 本市では、子育て短期支援事業を児童養護施設に委託している。日頃から連携しているため、本来であれば5日前までには利用希望を伝えることになっているが、緊急の場合には柔軟に対応してもらっており、施設側が無理を聞いてくれている。来年度は、児童養護施設だけでは受けきれない場合があるかもしれないため、協力家庭の活用も検討している。なお、利用希望があった際は、児童養護施設を優先に対応する予定。
- ✓ 児童養護施設が柔軟に対応してくれているのは、日頃からの関係性によるところが大きい。契約上は毎日2人まで受け入れてもらう基本料を支払い、利用があった場合には実際の利用料を支払っている。ただし、インフルエンザの流行等で施設側がどうしてもこの日は受け入れられないという話があった場合には、市側でレスパイトの利用希望を調整する等の対応も行っており、そのような関係性の中である程度柔軟に対応してもらっている。

- ✓ 本人希望が今後どのくらい増えてくるかにもよるが、増えてきた場合には、丁寧な聞き取りがどこまでできるか。年に2件程度であったから対応できたのかもしれない。今後利用希望が増えた場合の対応はまだあまり考えていないが、例えば友達と2人で利用したいと言ってきたらどうなるか等は考えなければならない。ケースバイケースで判断することとなる。また、閉庁時のフローは定まっていない。児童相談所も閉庁時には対応してもらえないため、親子の喧嘩が頻発しているケースでは、開庁時間以外に親子でトラブルになったらまずは警察に相談を、と伝えている。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 本市では、児童福祉法の改正を受けて、実施するべきという考えに至り、本制度を実施している。
- ✓ ケースで関わっている家庭のうち、親子間で揉める家庭には、時間的・場所的に距離を取ると気持ちを整理して建設的な話ができるのではと伝えており、そのためにショートステイがあることを伝えている。虐待予防のパネル展を市役所でやっているが、図書館等でも開催しており、そのような場で子ども家庭支援センターのPRをしている。
- ✓ アフターフォローとしては、職員が相談に応じることもできるし、心理相談員を配置しているのでカウンセリングを受けることもできると伝えているほか、市が行っている親子関係改善のプログラムの紹介もできる。保護者へのアプローチも同様で、心理相談は親子別々にやることもあるし、親子同席でやることもある。児童相談所のプログラムは、保護者向けの親子関係改善のプログラムもある。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ 保護者の同意は口頭で取得しているが、ショートステイは有料となるため、最終的には、利用理由を「本人の希望」として申請書を書いてもらっている。利用が始まる前には、書面で申請書をもらうようにしている。同意取得にあたり、書面はあった方が良いと思う。誘拐的なこともあるし、料金も発生するため。2件目の例ははじめてのこどもだったため、アレルギーや服薬等の確認も必要となる。円滑に行うためには書面が必要と考える。同意取得には特に困難を感じていない。むしろ、同意取得が困難なケースは、児童相談所で一時保護により対応してもらっている。
- ✓ 弁護士を招いた研修会は何度か受けている。共同親権にまつわるような離婚に関する相談が多く、そのような場合には市の中にある弁護士に相談しながら対応している。
- ✓ 利用後のフォローとして、利用してどうだったかという振り返りを、担当職員がこども・保護者と行っており、継続的に支援していくことは伝えている。利用があった2件ともに、現在も支援が続いている。振り返りは、こども・保護者とそれぞれ別々にやった後に、最後は三者で行う。
- ✓ 一時保護は措置にかかわることで、虐待案件と考えている。ショートステイでは、家族間のトラブル、衝突しやすい事態を避けることを目的としている。民間団体の居場所はあまり整ってきている感じではなく、積極的にお願いするには至っていない。
- ✓ 本市では、児童養護施設にショートステイをお願いしているが、児童養護施設の職員が足りないという話は聞いている。職員が定着するような国支援等があると、地方でも取り組みやすくなるのではないか。

③ 基礎自治体 C

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 令和6年度の実績は、利用日数が28日、利用人数は延べ10人であり、同じ世帯の方が使っている形となる。利用者は主に、ケースとして繋がっている家庭の中学生、高校生。定期的に、家族と距離をとりたいということで、こどもからの希望により利用に至っている。委託先の事業者の職員と人間関係ができており、職員に対して直接利用相談があり、それを受けて、今回使った方が良いと思われる場合には本制度での利用を促している。
- ✓ 昨年1件あったのが、母親とこどもの双方から相談があり、こどもが家出しようとしていた。通常のショートステイだと利用料がかかるため保護者が躊躇した。調整を行う中で本制度の説明を行い、保護者の理解も得た上で、利用につながった。その他は、従前からつながっていたケースであり、新規利用者ではない。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 定期的にこどもの状況等を訪問で確認しており、ショートステイを使いたくなった場合には、使いたくなった経緯を聞きながら利用するよう心がけている。
- ✓ ショートステイ等の利用者にはチラシを配布しているほか、HPにも掲載し啓発を行っている。他方で本制度にて新規利用者はいない状況である。
- ✓ ケースワーカーが直接話を聞いて利用につながる場合、事業者が直接話を聞く中で利用に至る場合がある。ショートステイ等を利用する中で、事業者の職員が信頼関係をつくり、LINE等で相談を受けている。その中で、こどものストレスが溜まっているのでショートステイを利用したいという話が出て、事業者から提案することもある。
- ✓ 突発的なショートステイの利用者もあり、施設側も受け入れ人数に限られるため、こどもたちが我慢できない状況であれば当日ということもある。「ちょっと事業者（施設）に行きたい」という希望であれば、通常のショートステイの利用状況も踏まえ、数日前から調整を行い、候補日を提案している。利用予約が重なる場合には、内容や重度応じた調整をすることもある。
- ✓ ケースワーカーが両親とこどものどちらにも共通してうまく対応できていることが理想と思う。こどもが相談しやすいように常日頃から信頼関係を構築していることや、ケースワーカーに対して両親も信頼を持っていれば、こどもが今こういう状況なので入所希望をした方がいいですよと気軽に言える。現在利用している世帯については、こども・保護者双方に対して言いやすい関係が築けている。

- ✓ サポートプランに関しては十分にできていない部分があるが、入所希望児童支援に限れば、もともと共同管理台帳等で管理しているケースであれば、昨年度からサポートプランを作成するようになる以前からアセスメントを行っており、改めてサポートプランを作成する必要性は感じていない。短期で親が仕事だから預ける等であれば、サポートプランを作ってもあまり意味がないように思うため、短期の利用者に対してサポートプラン作成を位置付けることは困難ではないか。
- ✓ 事業者側が受け入れる体制を作ってくれているので、本市が困っているところを助けられている面がある。事業者と関係が密になっている理由としては、短期以外に見守り支援事業等を行っていることもあり、月に一回連絡会を開催しているため、職員同士で顔が見える情報共有は常にしている。短期で気になる子があれば市に情報提供もしてもらっており、関係性が築けている。
- ✓ ショートステイの利用により、家庭での距離感を取れたとしても、それによりその後に関係が直るかと言えそうではなく、永遠の課題ではある。継続的な支援としては、見守り支援事業のほか、事業者が実施している子ども第三の居場所の利用を促したり、事業者が実施するイベント等に声掛けをしてもらう等、こども間の交流ができる事業の紹介も行っている。保護者に対しては利用可能な様々な支援を説明する等の啓発を行っている。他方で、当該支援が本当に必要かどうかは別途検討が必要と考える。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 家庭でトラブルがあった場合、最終手段としては一時保護となるが、やはり養育は家庭で行う方が良いということがあるため、入所希望児童支援を定期的に利用することで親子の距離感を保つことに繋がれば良いと考えた。本制度がなければ一時保護により親子がばらばらになってしまうため、家庭での生活を維持できるようにするため導入した。
- ✓ 通常のショートステイだと利用料金がかかるため、逆のアプローチができることで、こどもが利用しやすくなることを目的として導入を検討していた。ガイドライン等で「このような場合」という例示がなかったため手探り状態だったが、現在は利用者がおり、活用できていると考えている。
- ✓ 潜在的な利用者の掘り起こしができるのが理想だと思うが、なかなか難しいため、各関係機関等からこどもの状況を聞く中で、ショートステイが使えないかという話をしており、家庭の状況を聞きながら、通常のショートステイなのか入所希望なのかを判断していくしかないと考える。
- ✓ 周知方法としては、チラシの配布に加え、教育委員会のスクールソーシャルワーカーと連携して情報交換を常にしており、学校にそのような生徒がいた場合には、このような制度を伝えることで啓発ができている。
- ✓ 連携先は学校の他には、児童相談所、放課後デイサービス等の障害者施設となっている。児童相談所とは、一時保護の前の手段の一つとしてショートステイが使えないか。こどもが家に帰りたくない、親が子どもと距離を取りたい等。情報連携をしながら利用を促している。
- ✓ 児童相談所は県の管轄だが、本県内にある2箇所の児童相談所のうちの一つは本市内にあり、すぐ近くにある。月二回の連絡会という実務者会議を実施しているほか、常に情報共有をしており、こどもが家に帰りたくない等の状況が発生した際には、本当に一時保護が必要なのか、ショートステイで様子を見られないか検討をする中で、児童相談所から市のショートステイを利用できないかと照会があり、施設の空き状況等を確認して調整している。逆に、市から児童相談所へ、ショートステイでは対応できないので一時保護を検討できないかと相談することもある。
- ✓ 新規利用者ではなく繰り返し利用者が本制度を活用している状況も踏まえ、他の様々な支援を紹介しているが、受け入れ環境（定員）もあり、いつでも受け入れられないことが課題である。概ね希望に沿って利用できているため、現状では大きな課題とは考えていない。いつでも入れる訳ではないことは、何度も利用しているのでこどもも知っているところではあるが、説明して理解をしてもらっている。ただし、どうしても緊急であれば施設と協議をして対応しているが、ケースバイケースでの対応となる。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ 継続して利用している家庭が多いため、同意取得は困難ではない。こどもの希望を確認後、申請書は保護者が記入する。仮に新規のこどもから利用希望があったとしても、こどもの状況等を丁寧に保護者に説明をして、納得をした上で同意を得てから利用しないと、家に戻った後の関係にも影響を及ぼしてしまう。書面の利点として、言った・言わない問題を回避できる点はあると思う。他方、仮に両親が出張等で遠方にいる場合には、ケースバイケースで電話等で口頭での同意で利用させる場面もあるかもしれないが、実際にはそのような事態は生じていないため、何とも言えない。
- ✓ 共同親権について検討はまだ行っていないが、保護者の同意がどうなるのかは問題点と考えている。事務上であれば同居している親に同意をもらえば良いと思うが、実際に、離婚した夫が「ショートステイに預けるのはどうなんだ」と口を出しているケースもあり、共同親権になるとそのあたりはなおさら問題になり得るのではないかと思う。
- ✓ 継続的な支援として、利用後に施設の職員からこどもに状態を聞いてもらったり、市からこどもや親に対して使って良かったか等を聞くようにしている。
- ✓ やはりこどもを家庭で養育することが理想であり、一時保護では離れ離れになってしまい、修復が難しい部分が出てくる可能性があるため、入所希望児童支援を使いながらやっていると良い。それでも解決できなければ、最終手段として一時保護や、定期的に居場所を利用する等。いい役割分担で支援ができれば良いと考えている。
- ✓ 一時保護ありきではなく、ケースバイケースでその時の家庭のこども・両親の状況を見て利用の判断になると思う。

④ 基礎自治体 D

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 本市における事例は、児童育成支援拠点事業利用等を通じて定期的な面接を行い、サポートプランを作成・手交している家庭の児童2名（うち1名は要保護児童対策地域協議会登録家庭）である。いずれも、拠点職員との信頼関係が構築されていたことにより、児童本人が身近な大人に対して自ら利用相談を行えたものと推察される。また、家庭環境の課題を把握した拠点職員から本制度の紹介を行い、迅速な利用へと繋げることができた。
- ✓ 本制度は、児童が一時的に家庭を離れることを希望する場合にも対応できるよう要綱改正済みであり、児童育成支援拠点事業の委託事業者との月1回の連絡会等を通じて周知・理解が進んでいたことが円滑な運用に寄与した。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 児童育成支援拠点事業を通じたアウトリーチや面接により、市職員と児童との間に良好な関係が構築されており、相談しやすい環境が整っていた。拠点からの連絡受理後、即座に児童面談及びリスクアセスメントを実施する体制を敷いている。
- ✓ 子育て短期支援事業については、「子育てガイドブック」やホームページを通じて世帯へ周知を図り、制度のアクセシビリティ向上に努めている。
- ✓ 支援継続中のケースでは、構築された関係性を背景にスムーズな利用・家庭復帰が可能だが、新規ケースはリスクの程度に応じ、児童相談所への送致（一時保護）を検討する必要がある。関係性が不十分な段階での介入は、保護者の同意が得にくいだけでなく、利用後の関係悪化を招く懸念がある。
- ✓ 児童相談所での一時保護がすぐには困難な場合の代替案として本制度を活用する場合も、家庭復帰に向けて児童相談所と密な調整が不可欠である。
- ✓ 市職員の児童相談所出向経験を活かし、平時より児童相談所と良好な連携体制を維持している。一時保護に至ったケースでは、本事業利用前に事前に情報共有を行い、リスクアセスメントシートを送付する等、迅速かつ的確な判断が行えるよう支援を行った。
- ✓ R7年度は子育て短期支援事業の利用頻度が高まり、事業者側とはカレンダーツールを活用して情報を共有するなど、緊密な連携により不測の事態にも柔軟に対応できる体制を構築している。
- ✓ 子育て短期支援事業は、保護者のレスパイト（休息）等での利用を推奨しているが、利用料金に対して難色を示す（利用を躊躇する）世帯も存在する。そのため、R7年度からは非課税世帯の利用料を無料化するなど、利用の障壁を取り払う工夫を継続している。

- ✓ 本事業は虐待防止・対応において極めて重要な役割を担う。保護者との信頼関係を維持しつつ「こどもの最善の利益」を守ることが最大の課題である。家庭支援と並行して環境調整を行うことで、本事業の有効性を高めていく。なお、新規相談で虐待の蓋然性が高い場合には、速やかに児童相談所へ送致・連携を行う方針である。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ ショートステイの利用にあたっては、原則として施設からの登下校となるため、施設職員による送迎について学校側と事前に情報共有を行っている。対象児童の所属機関との円滑な連携は必要不可欠であり、本事業の目的や支援内容を周知し、協力体制を構築しておくことが必要である。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ うち1名の事例では、保護者の同意取得に際し、丁寧な面談を実施した上で、児童本人の意向を再確認した。職員立会いのもと親子面談の場を設け、双方が納得できるよう調整を図った。結果として、児童本人の「利用したい」という意思と、保護者の受容（「帰りを待ってるよ」という言葉掛け等）を確認でき、利用後の円滑な家庭復帰に繋げることができた。
- ✓ 要保護児童対策地域協議会の対象家庭において、親子関係の悪化等から家庭内での養育が困難な状況に至った事例がある。児童本人の強い利用希望に加え、体調不良も重なり家庭での静養が困難であったため、医療スタッフが常駐する事業実施施設での休息を提案した。保護者は当初、消極的な姿勢（難色）を示していたものの、最終的には承諾を得て事業利用から一時保護に至った。しかし、結果として「市に引き離された」という不信感を招き、現在は保護者から拒絶されている状況にある。今後の家庭復帰に向けた関係再構築が喫緊の課題である。
- ✓ 本事業を円滑に利用できた事例では、月1回の保護者面接を継続的に実施している。保護者の抱える困り感に傾聴しつつ、児童の強み（ストレングス）を共有することで、親の視点をポジティブに変化させる働きかけを行っている。
- ✓ 居場所支援等各支援事業の特性を活かし、複数の事業を組み合わせた包括的な支援を展開している。支援の隙間を作らないよう、児童育成支援拠点事業と家庭訪問（アウトリーチ）を併用し、拠点利用時と家庭内でのこどもの様子を多角的に把握するよう努めている。学童クラブや放課後等デイサービスを併用し、毎日切れ目のない支援を行っている家庭もあり、児童本人の意向を尊重しつつ、柔軟な支援体制を維持することが重要である。
- ✓ 児童育成拠点支援事業を利用する児童にとって、本制度との親和性は非常に高い。拠点をを行う場所でショートステイが利用できるような体制構築が望ましく、現在、法人に対しても運用の検討を依頼している。

⑤ 児童相談所 E

■ 入所希望児童支援に対する課題感・期待

- ✓ 率直に本制度に関して感じる印象は、怖い、というものである。こどもの権利という意味から、こどもが「家から逃げたい」と言った場合、今のこどもたちは語彙が少ないため、色々な思いが含まれる。母親に怒られるから誰かに間に入ってほしい、門限を破ってしまったから帰るに帰れず行くところがない、虐待を受けて嫌だから帰りたくない等。それが2~3日泊まって解決できるのか。こども自身では解決できないから、大人が介在する必要があるが、その言葉の真意を正確に解釈できる機関がどの程度存在するか。ショートステイを実施している機関でも、こどもの言葉をどう受け取るかの訓練をそこまでしていない印象。こどもの「親に会いたい」「会いたくない」も、遠くや背中越し、ガラス越しから「見る」という意味合いの時もある。大人のイメージする言葉どおりに実現するのがこどもの権利擁護ではないと思う。こどもがわかりやすく言ってくれればいいが、難しいことが多い。
- ✓ 家から離れるとなると、一時保護されたときの保護者の反発が予想される。ショートステイで関係を構築した家庭で、かつ、保護者もたまには離れた方が親子関係が保てるというケースはあるので、そのような限られたケースで、個別支援会議もやっていてそのような場合はこのように対応するというサポートプランができていて前提であれば良いと思うが、新規で来てこれを使うのは、逆にこどもを帰しにくくしたり、こじらせたりする可能性もあるのでは。一時保護は、それも含めて権限・覚悟を持っており、児童相談所は慣れている。最初の親の反発は強く、2週間くらいかけて親の温度を下げることをやるが、それを慣れていない機関ができるか。また、こどもも言うことが日々変わることがある。自治体が手を出したがるらないのは納得。
- ✓ 本市内でも、超貧困エリアにあるよくやってくれている法人があり、親もこどもも信頼を寄せていて、そこでやってくれるならありがたいし、そこでこれ以上は無理となれば児童相談所に連絡が来るし、そうしたら問答無用で受けざるを得ない、という関係になっている法人はある。そういう役割分担ができているところであれば良いが、ショートステイ全般では難しいだろうという印象。

■ 児童相談所との連携・役割分担について

- ✓ 児童相談所設置自治体以外であれば、児童相談所とはもめると思う。「そっちでやっておいて」となることが想像がつく。とりあえずこの制度を使った後、何をもって難しいと判断して児童相談所に連絡するのかのお互いの了解が必要。事前に使うときに連絡をすることもだが、ちょっと泊まって解決すれば良いが、泊まった際に虐待や性的被害の開示があった場合、さらに帰宅を拒否した場合は権限のある児童相談所に任せる等の取り決めができていれば良い。
- ✓ 役割分担というと児童相談所側は怒る気がする。基礎自治体からすると、やれる範囲を超えたら児童相談所という役割分担になるだろうが、言葉は悪いが、児童相談所からすると手に負えなくなると丸投げかとなるし、実際にそれに近いような状況もある。サービスと、権限を持った保護は、法的な意味合いは違う。実際にはオーバーラップしているが、全く判断が異なると考えた方が、児童相談所側は受け入れやすいと思う。

■ 本制度において重要な点

- ✓ 児童相談所で意見聴取等措置が始まった。実はこどもの言葉をそのまま受け取ってしまい理解が足りなかったと我々も改めて思っており、すごく良い導入だった思っている。意見聴取等措置という言葉は固すぎるが、そこまでの義務付けはできないにしろ、在宅サービスでもそれを行うことの重要性が意識されるよう、どこかに記載してほしい。実際にできるのか、慣れている児童相談所でさえ少しかかったので、10年かかるかもしれないが、書いているだけでも意識するきっかけになると思うので、是非どこかにポイントとして文言を入れて頂きたい。「意見を大事に聞きましよう」といったレベルではなく、こどもにとっては意見やきもちを聞いてあげるだけで意味がすごくあるということを示してほしい。

■ 本制度を有効に実施するために必要な人材等

- ✓ 児童相談所以外の自治体職員は、こどもの話を聞くことに慣れていない。保護者からの相談には慣れているが、こどもの話は聞けないのではないか。
- ✓ 社会福祉法人の中では、児童養護施設や乳児院等だと思うが、保護者との関係がこじれるイメージをもっているところ、こどもが言うことを100%鵜呑みにはできないが、一旦は信じてあげるというノウハウを持っているところではないとキツイだろう。全面的にこどもの味方になってしまうと、児童相談所のように保護者と対立構造になってしまうため、保護者と対立構造にならずに保護者ともそこそこに付き合い合ってもらう力量が必要。児童相談所以外の自治体職員は、親とのやりとりが悪化すると児童相談所が入るので、それはやったことがない。
- ✓ 最低でも経験がなければ知識（資格）を持ってもらいたいが、保育士でも何でも、一定程度こどもの意見を聞く経験はあってほしい。できれば保護者の意見も。児童相談所もそうだが、保護者の言い分、こどもの言い分、客観的な状況等を、一人の判断ではなく、複数人で多面的に判断しなければ難しいと思う。また、やってみて無理そうだったら児童相談所に連絡する必要がある。
- ✓ アセスメント、対応の判断のため、一定程度経験があることに越したことはない。多面的であること、こども家庭センターを想定しているのであれば、フローとしては、こども家庭センターが受け入れを判断するか、児童相談所に流すか、断るといふか相談継続に分かれるのだと思う。ある程度ショートステイを使っているリピーターの中で判断をするのはありだと思う。
- ✓ ショートステイの頻回利用者は、児童相談所ケースと結構ギリギリ。ショートステイでなんとか維持してもらい、だめだったら児童相談所に言ってください、と伝えられているが、権利擁護とは相反するものだと考えている。ショートステイは保護者の用事等、全て保護者の意向になりがち。ショートステイにこどもの意向を入れることが先ではないかと考える。ショートステイは、こどもは嫌だったりする。今週は友だちと約束していたのに何でお母さんの言うとおりに施設に行かなきゃいけないんだろう等と思うが、特にケアラー気味の子ほど親の顔色を見て、飲み込んでしまう。その時には言わないが、後々やっぱり嫌だったと言う。後に一時保護をした際に、母親が具合が悪いから等と説明されて、良くなると思って我慢したのに、大人はうそつきだと言われたケースが複数ある。こどもは「いいよね」と聞かれると「うんと言え」と捉えてしまうので、ショートステイでこどもの気持ちを拾ってあげるのが先。正直に言うと、今のショートステイでこどもの意見を聞いている話は一度も聞いたことがない。こどもは2歳でも3歳でも嫌なものは嫌だし、ケアラーさんは空気を読んでしまう。サービスを入れれば入れるほど親は助かるし、小学校中学年くらいまでは何とかなるが、思春期以降になってこどもが意見を言い出すと

もう親は見れないとなってしまう。母子保健でも、保健師にこどもの意見を聞いてほしいと言うが、できていない。説得・誘導になってしまう。児童相談所はそれをしてはいけないと弁護士からもしつこく言われている。それがない限り、ショートステイをやっているところがこれをやると、親子の分断になり兼ねないと懸念。

- ✓ 中高生は明確に言ってくれるが、親子で一緒にいることがしんどいというのが顕在化するの小学生くらいからなので、利用者層としては小学生以上だと思う。小学生でも、「家に帰りたくないので児童相談所に行きます」と電話をしに来る子はい

⑥ 子育て短期支援事業の実施事業者 F

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 当施設では様々な家庭支援事業をチャンネルとして親子との関係性を構築している。ベースとしてアウトリーチの見守り強化事業があり、週2回お弁当・生活用品を要支援・要保護児童家庭に届けており、保護者が行政機関の訪問を拒む場合でもハードルをなくすことが出来る。そのような支援のなかで保護者・こどものニーズを把握し、適切な支援に繋げている。
- ✓ こどもが自ら利用相談するケースでは養育者との葛藤を抱えている場合が多く、保護者の同意を得たうえで、通常の相談支援目的も含めてLINEなどでこどもと直接つながるようにし、情報交換できるようにしている。特に思春期児童は、知らない場所や様々な人がいるところに行くことはハードルが高く、知っている人がいる施設であれば利用に繋がると考えている。
- ✓ 児童育成支援拠点事業や見守り事業で対応している職員がショートステイでも対応していることがこどもからの利用に繋がるとともに、保護者からの安心感に繋がると考えている。コンセプトとして「親を助けながら子供と一緒に生きる」ことを掲げ、要対協やヤングケアラー事業連絡会、重層的支援体制整備事業など様々なネットワークに参加し、支援が必要な家庭の情報が入りやすいように環境整備している。そのうえで、こども本人のニーズに応じた子ども食堂などショートステイ以外も含めた居場所の提供を行っているとともに、保護者支援として物的支援・生活支援・レスパイトケアを行っている。
- ✓ こどもからのニーズはSNS以外で挙がってくるケースはそこまで多くはないものの、学校の職員で当施設の利用を知っている場合に相談を受ける場合がある。また、居場所がないこどものケースが多く、制度をこどもが理解すると一時保護からショートステイを希望される場合がある。
- ✓ こども達が制度を知らないことは課題として考えられる。携帯の利用可否や宿泊日数など一時保護とショートステイの違いをこどもが知らない。
- ✓ 児童家庭支援センターとして家庭支援事業を請け負う中でショートステイの利用が増えており、1割が本人からの希望によると想定される。
- ✓ こどもだけでは連絡を取ることが難しい場合がある。要対協の対象となっている場合があるため、学校などからの情報が共有され、適切にこどもへ必要なタイミングでSNSを通じてアプローチ出来ている。
- ✓ 行政も当施設の運営を知っているため行政から相談があるものの、校区内のこどもでも当施設を知らないため利用を拒否する場合がある。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ こどもが利用を希望する・保護者が利用を拒まないことが利用に繋がる条件であるが、前提条件として親子共に受入施設との関係性が前提としてあり、こどもが利用する施設に対する所属感・帰属意識を持てたり、保護者も安心してこどもを預けられる気持ちになる必要がある。
- ✓ 当施設のスタッフとこどもとがLINEにて繋がっており、こどもの運動会等の日常のかつこどもが活躍する話題に積極的に職員が触れることによって、関係性構築を図っている。日常生活で共に時間を過ごすことにより信頼関係が構築される。LINEでこどもからの様々な相談に乗っており、そのプロセスの中で保護者との関係性の悩みからショートステイ利用の希望をこどもから受ける。早めに困りごとを解決することにより、職員と関係性を構築したうえで、初めてショートステイ利用の声が出てくる。また、保護者に対してもLINEの相談で様々な支援を行い関係性構築に繋げている。保護者も社会的養護を受けていた経験があり、頼れる相談先がない場合があるため、保護者が安心して預けられるようにしている。
- ✓ LINEにて日常的にこどもからの様々な相談に乗っており、基本的にこどもや家庭の状況は把握できている。なお、LINEは直ぐに返信が来ない可能性があることは予め伝えている。職員で相談したうえでショートステイ受入の返信をする場合などがある。
- ✓ 施設の決まりのなかで、生活リズムなど家庭状況と変わらないようにしている。侵襲的に関与しないようにしている。
- ✓ 家庭支援事業の利用児童インタビュー調査を行ったところ、親身になれる社会的親との出会いのステージの次に、親身になって保護者のことを一緒に考えてくれる社会的親との関係成熟ステージが特に思春期のこどもにとって必要となっている。様々なサービスを利用することにより、こども・保護者との関係性を構築し、安心感に繋がれると考えている。様々なサービスについて利用料が必要な場合は利用をためらう場合が多く、ショートステイは利用料がかからない点で良いと考えている。
- ✓ 制度は行政の制度であるため、行政の考えを確認する必要がある。施設側で支援が必要と考えても行政側のアセスメントによって異なる場合があると考えられる。行政側で対応方針がしっかり定められていると望ましい。また、こどもの利用相談の背景には親子関係の課題があるため、親子関係再構築のためのファミリーソーシャルワークが必要であるものの、そのツールが現状ない課題がある。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 要対協の事務局以外に学校との連携が重要である。保護者の話を聞く場面は様々あるが、学校は本人の話を聞く場となっている。施設側で把握している保護者の状況も共有することが重要である。
- ✓ 日本財団の補助を活用し児童家庭支援センターの改修を実施、こどもの利用相談に基づき利用できるようにショートステイ専用のプライベート空間を1室新設した。小さなこどもと空間が分かれていることを望む場合がある。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ こどもは保護者のパートナー等からDVを受け、家庭環境に危険を感じているものの保護者は気付いていないケースで、児童相談所では支援の必要はないと判断された事例がある。当該事例では、居場所事業でこどもが家庭に帰りたくないと送迎の車から降りられなくなった際に、児童相談所ではなく当施設が無料でショートステイが利用できることを伝えて、支援に繋がり最終的に一時保護になったケースがある。
- ✓ 基本的には、保護者ともLINEでの悩み相談を通じて関係性を構築できており、同意取得が困難だったことは少ない。
- ✓ 平日は行政機関が開いているため行政側の判断を仰ぐことができるが、休日は施設での受け入れ判断が必要になるため、弁護士等の法的観点から確認できる人材や外部機関との連携が求められる。
- ✓ ショートステイについて、共同親権の双方からの同意は必要ないとする。
- ✓ ショートステイの利用単価が他の事業よりも割合が低く、受け入れるほど赤字になる。里親委託率が高い都道府県には国の負担割合を増やすなど負担割合の見直しが求められる。特に、こども自らの利用相談に基づいたショートステイはケアのニーズが高く、支援を手厚く実施するため、利用単価を上げることが望まれる。（例：自殺願望がある場合、常に職員が見守る等）
- ✓ 当施設はソーシャルワーク機能があり、心理士もいるためきめ細やかなケアが出来ているものの、通常の児童養護施設ではファミリーソーシャルワーカーがおらず、事前情報の十分な収集や、支援後におけるこども・家庭との関係性構築ができないのではないか。職員の専門性や地域との関係性構築が必須となる。

⑦ 子育て短期支援事業の実施事業者 G

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ こども自らの利用相談によるショートステイ支援の事例として、高校生が親子喧嘩の末に保護者から離れたいと自治体に相談してきたケースがあったが、役所の開館時間の都合で21時に役所を出なければいけなかったため、本施設で継続して相談支援を行い、その夜は一泊した。相談の延長線上にある“安全な家出”を実現するためには大人の都合で支援を終わらせずに、支援を行う必要がある。
- ✓ 本施設では以前より制度外の支援として（ショートステイ制度を利用できない場合でも）時間外の宿泊対応等を行っている。たまたま面談をしたタイミングで「喧嘩をしたから居場所等から帰りたくない」と表明するこどもは一定数存在すると思料する。本制度の趣旨に沿った支援すべき利用相談のニーズの総量をどのような数字を持ってみなすかは論点である。
- ✓ もともと「今日は帰りたくない」と相談するこどもがいた場合に、市町村が最終的に親の同意を取っているため「こども自らの利用相談ではない」と整理・分類してしまい、実績が数字として出てこない可能性がある。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 本制度はあくまで緊急避難の制度であり、利用者が増えることが良いこととは一概に言えない。
- ✓ 都市部と地方部で利用相談を受けた際の判断基準は異なる可能性がある。
- ✓ 具体的には、地方部では本制度で想定される利用者は要保護・要支援児童と想定され、既に他事業等を通じて関係性が一定程度構築されており、利用相談時にこどもの情報を既に把握していることが多い。他方で、都市部では支援の対象となる児童人口も多く、利用相談が支援につながる初回となり、十分に情報を収集できないまま緊急的に利用するという可能性がある。
- ✓ 高学年になるほどショートステイは難しく、それでも利用相談をしってくるケースはよほどの事情（虐待や親子関係の崩壊等）があるものと思料される。高学年も受け入れられるように受け皿を多様化していく必要がある。
- ✓ 必要な施設・設備の拡充においては、日本財団の多機能型児童家庭支援センター新築・改修事業の補助があり、当該補助を活用してワンルームを整備した。とりわけ高学齢児のケースでは他のこどもの目を気にせずに生活できるような個室空間を求める場合が少なくない。

- ✓ 供給量の確保のため里親ショートステイを実施しているが、ショートステイ里親の数が不足しており、育成が必要と考えている。ショートステイの実施を施設にのみ依存すると、コロナウイルスやインフルエンザの流行時に一斉閉鎖となり対応できなくなる。一方、ショートステイ里親を普及させた場合には、日本版 DBS（性虐）の問題が起ころう。ショートステイの研修受講者だけではなく、その家族も含めた確認が必要になるかもしれない。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 行政窓口では利用相談ができる時間が決められていることが課題である。相談を断らないことはもちろんのこと、“大人の都合で終わらせない”（＝開館時間等で区切らない）相談支援が求められている。
- ✓ 年間1、2事例ではあるが、市の相談員が閉庁時間以後に子どもと一緒に施設に来て、1～2時間程度滞在して、こどもとご飯を食べたり話をしている。このような時間が支援対象者と関係性を構築するために重要な時間になる。
- ✓ 規定として決められた時間にだけ相談を行い終わりとするのではなく、支援対象者に寄り添うことが重要になる。
- ✓ 指導委託と指導要請の位置づけを参考にしつつ、一時保護と本制度の位置づけも同様とすることが良いのではないか。指導委託は児童相談所が決めるものであり、指導要請は市町村が決定し児童家庭支援センターなどに週一で家庭に訪問して、家庭の様子を見る。指導要請の補助金額も指導委託と同額であることから、今後一層市町村の“武器”になっていくものと期待される。
- ✓ 本制度は継続的で伴走的な支援のなかでその一環として行われるべきものと考えており、初見の利用者が利用する制度としては難しいのではないかと考えている。具体例では、東横キッズのような支援にいままでつながっていないこどもが利用するとしたら、事前情報もないだろうし、丁寧なアセスメントもできないだろうから相当難しいだろう。そのため、住民票と異なる自治体で利用相談を行うようなケースは対応困難ではなかろうか。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ 保護者に確認の上、最低限「勝手にしろ」と発言を引き出せたら、その発言をもって同意とみなすことも考えられる。「勝手にしろ」の消極的同意も、本制度への同意として整理して、当該文言を引き出すのが良い。他方で、前述のとおり基本的には連続した支援のなかの一環として実施するものであり、既に保護者との関係性も構築されていることから、同意の取得が極めて困難になることはあまりないと思料する。
- ✓ 法的対応に関する加算制度は既に存在しており、弁護士の配置等により法的対応の強化を図っている。本制度でもクレームは弁護士と連携し対応する建付けはできているが、一時保護と違い弁護士が必要になるケースは少ないと思料する。親子喧嘩等が理由で利用相談をされた際に、保護者が連れ戻すことを頑なに訴えることはなく、こどもと保護者の距離をとってショートステイすることを説明すれば納得してくれる。他方で、一時保護で対応した場合には保護者も訴えてくる懸念がある。
- ✓ 基本的には、既に実施している支援の一環であるため、既に関係性が構築できている片方の保護者から同意が得られれば良い。
- ✓ 児童育成支援拠点等の家庭支援事業の事業者が連携し、複合施設として複数の事業を展開していくことが望ましい。ショートステイ専門で実施するのではなく、各種事業を組み合わせることで1つの施設で実施することで、送迎をはじめ迅速かつ柔軟に対応することができる。
- ✓ 一時保護とショートステイの使い分け基準は明確には示しづらい。虐待の懸念があれば一時保護、明確に判断できないグレーゾーンな場合は本制度にてショートステイとする運用が行われている。
- ✓ 児童相談所は一時保護での受け入れを渋る場合もあり、例えば重篤と想定される事例以外は受け入れないこともある。重篤だと判断できないグレーゾーンな事例において、こどもの意見を尊重して本制度で対応することが利点として挙げられる。
- ✓ 一時保護とショートステイの使い分け基準をマニュアル等で示す必要はあまりないと思う。こども自らの利用相談があった際に、虐待懸念があれば一時保護とし、グレーゾーンは一時保護ではないものの“準一時保護”として本制度を活用することを自治体職員が認識し運用することが望ましい。マニュアルで示すと、マニュアルに記載がないため対応できないという、ネガティブな利用制限につながる懸念がある。

⑧ 居場所等の事業者 H

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 当施設に来るこどもは虐待などニーズが高いこどもが中心である。
- ✓ こどもから利用相談を受けることはほぼない。理由としては、こどもが利用相談をしていい、家に帰らなくてもいいという認識を持っていないことが考えられる。こどもから利用相談があった事例として、一時保護歴があるこどもは、家に帰りたくないと言ってくる場合がある。その他、悪いことをしたことがばれることが怖く帰れない、過去に親子喧嘩をしたことを引きずり怖くて帰れない。
- ✓ 予防的な観点から、当施設から利用相談に基づいた支援を伝えることはできていない。利用相談があった際に支援の説明は行うこととしている。
- ✓ 基本的には居場所の中で預かるという責任範囲外になるため、①自治体に連絡、②自治体の営業時間外かつ虐待が疑われる場合は189に連絡し相談の上、警察に連絡し支持を仰ぐという対応になっている。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 家に帰りたくない、とこどもが相談する時間帯は、施設利用終了の時間帯が多い。そのため、行政とは連絡つかず、警察にしか連絡できず、一時保護になってしまう実態がある。
- ✓ 行政の委託事業の中では、居場所事業のみが範囲となっており、それ以外の範囲（利用相談への対応）は業務外となっている。仮に仕様の中を含め対応する場合には、事業者側で自治体の責任のもと意思決定を委ねてもらい、専門職（医師）などと連携しつつ判断していくことになる。
- ✓ 過去支援実績がないこどもから利用相談があった場合に、自治体側でのアセスメントは事前情報不足から実施できず、緊急性の高さから「取り敢えず」ショートステイを行うという運用になる。その場合は一時保護と変わらなくなる。
- ✓ 保護者の同意や事前登録がないと居場所が利用できない、条件付き（健康診断を受ける等）で利用できるショートステイになっていることから、こどもから利用相談があっても仕組みの制約上利用できないケースがあるのではないかと。
- ✓ 一時保護先での経験が悪い記憶となっており、知らない居場所に行くことを忌避するこどももいる。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 需要の掘り起こしの工夫は2点ある。1点目は利用相談があった際に、選択肢を提示することを意識している。2点目は居場所に避難すると保護者に怒られることを懸念するようなこどももおり、こどもの責任となることを回避するために、こども自身の意見は聞くが、最終決定は支援者側で行ったという整理としている。また、職員側の精神負担軽減のため、複数名でのヒアリングを心掛けている。
- ✓ 保護者が人に頼る、支援を受けることをスティグマのように感じて忌避することもある。
- ✓ 一時保護は人権を守られている環境だと感じない（やりたいことができない、個室に閉じ込められる等）ことから利用したくないとの意見もある。最低限の居住だけではなく、楽しく・安心して過ごせる場所とすることが必要ではないか。
- ✓ 施設利用後の安心感が得られることも重要である。

■ 支援のための調整や継続的な支援について

- ✓ 家庭は裕福であるがショートステイの利用を希望する場合は、利用料金が発生してしまい、保護者の同意が得られない可能性がある。
- ✓ 支援を受けると、保護者から怒られるのではないかと懸念から相談できず、また保護者の理解も得られないようなケースはあると推測する。
- ✓ 緊急事態じゃない日常的な居場所の利用時のタイミングで、どれくらい居場所の職員と関係性を構築できるかが重要である。保護者やこどもと職員が関係性を構築し、人同士でつながっていると、こども視線での安心感は異なる。こどもは人を選んで話している。
- ✓ 理想はポピュレーションアプローチであるが、現実的には一貫した支援の中での継続利用になる。その場合、支援に最初に繋がっているかどうか分岐点になることが課題である。

⑨ 若者支援を行う事業者 | NAGOMO 矢向 (神奈川県横浜市)

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 当施設はの緊急利用室は若年女性を対象としたシェアハウスの中の一室として設けられており、年齢制限は16～38歳程度までに対応している。正式に入居しなくても親元を離れることでストレスを軽減できる、関係機関と連携して支援できる方が対象になる。若年女性以外では路上で保護された女性が次の居住地が決まるまでの支援を行っている。
- ✓ 実態として、16～20歳の利用者が8割を占める。昨年度は8件の利用があり、18歳未満は4件であり保護者の同意を取得したうえで利用している。神奈川県は県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置しており、当該スクールソーシャルワーカーから紹介を受けてきて利用に繋がっている。学校の教員、スクールソーシャルワーカーとの協議の結果、利用の判断を行っている。
- ✓ 重篤なケースを除き、一時的に避難できる場所があれば状況を改善していけると考える。そのため、断続的な利用も受け入れている。
- ✓ 安心して過ごせる場所を提供することが重要である。
- ✓ 自らSOSを伝えることができる方が対象になる。学校、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、当法人のケース事例に上がったことがないもののSOSがあった事例がある（小学生にて支援に繋がっていたが、中学生以降で学校に休みなく登校しており支援に繋がっておらず、16歳ごろにSOSを出したケース）。1週間ほど滞在したが、自身が保護者や学校の先生と話すことができ、自身が保護者と過ごすことを納得して決めて退所した。このように、一時的なレスパイトによって、一時的に考える時間を設けられることが効果的であった。
- ✓ 16歳以上であれば、支援者側からこうすべきだというものを提示するのではなく、自分で考えて発意できるのであればこども・若者自身で考える時間を設けてあげるような配慮が良い。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 利用者にも利用前に施設の見学を来てもらっている。
- ✓ 福祉領域の外に、家以外の安心できる居住の場が必要だと考えて運営している。そのため、何か厳しい利用規定などは設けておらず（男性の宿泊のみ不可、来訪は可）、安心して利用できる場所としている。
- ✓ 情報提供は最低限にとどめており、HP等には掲載していない。神奈川県では全校にスクールソーシャルワーカーが配置（巡回）している。それ以前には定時制・通信制・フレキシブル制度を取り入れている高校（＝支援のニーズが高い高校）においてスクールソーシャルワーカーを必ず配置されていた。現在は巡回制になっているため、まず情報やSOSを受け取るのは学校教師になる。その後にスクールソーシャルワーカーに繋がり、情報収集が始まるため、従前よりも情報の取得確度・密度が薄くなっている。
- ✓ “指導的”であったり“支援臭”がしてしまうと、支援につながることを嫌がることがある。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 神奈川県では県立高校にスクールソーシャルワーカーが全校配置（巡回含む）になっており、学校経由で紹介を受けている。
- ✓ 本施設で実施していることを、制度として実施することは難しいと考えている。
- ✓ 中学～高校生に対して、支援を届けたくても届けられない部分が多分にある。また、そうした支援対象になるこどもは貧困な場合も多分にある。支援の必要性がより高ければ既存事業の中で対応できているものの、そうでない場合も多い。かなりの数のこどもが自力で対応している状況である。支援が届いていないこどもに届く制度にしてほしい。
- ✓ 緊急利用室は組合員の寄付で運用しているが、一般的なNPO法人等では資金確保が課題となる。受け皿を拡充していく中で、国等から民間事業者向けの補助制度が拡充されることが望ましい。

■ その他意見等

- ✓ 本施設における若者支援では、16歳の利用相談があった際に、親の合意はスクールソーシャルワーカーが取るように依頼している。
- ✓ 本施設の利用者は一時保護の経験者がほとんどである。こども・若者からは「一時保護を選択するくらいなら家出する」と考えており、一時保護は利用したくないが保護者の元では過ごしたくないという相談がスクールソーシャルワーカーに来た際に、本施設を紹介いただいている。一時保護を利用したくない理由は、外部との接触ができずに孤独が辛いという意見があった。一時保護所の中では誰かと会話することや外部と接触する機会が無くなる。
- ✓ 婦人保護法が改正され、旧婦人保護施設とは違うようなレスパイト可能な施設ができてきており、当該施設との関係性や棲み分けをうまく図る必要がある。

⑩ 若者支援を行う事業者Ⅰ

【 非掲載 】

⑪ 若者支援を行う事業者 | えんじゅ（東京都渋谷区）

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 小学校4年生から（こどもではないが）60歳程度まで幅広く家を離れたいというニーズはある。社会的養護の観点で保護者を頼れないこどもの相談を受けている。元々こどもシェルターなどを運営していた関係もあり、若者同士で当施設の情報が共有されているケースやホームページを見て連絡をもらうケースが多い。ホームページ経由が2割、本人からの電話等が4割、関係機関からの連絡が4割程度である。
- ✓ これまでの経験では、突然入所の相談が来るケースは非常に危険な状況である。そうした実情を踏まえると児童家庭支援センターと基礎自治体の動きと同様に本制度を位置づけるべきだろう。気軽な利用を押し出している割には、一時保護の枠が埋まっている自治体が、類似の機能を補填するために利用することになりかねない印象を受ける。一時保護の機能を民間が補填という考え方では破綻するため、一時保護の枠が不足しているのであれば前提として自治体が主導で拡充すべきである。理念はポピュレーションアプローチに近いと理解しているが、現実的に想定される対象がずれているのではないかと懸念する。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 若者はホームページ経由での相談やオンラインを活用することが多いため、該当するサービスの担当者側が話を聞く準備・体制を設けられているかが重要である。アポイントを取っても約束の時間に現れないなど、うまくいかないことも多い。ホームページに相談が来るケースは、虐待の事案が多い。追い詰められている限界に近い状況にならないとSOSの声が届かない傾向にある点に留意が必要である。
- ✓ 臨床系の心理士に関係する資格を持つ人材や子ども家庭ソーシャルワーカーなどがいるとよい。基礎自治体は目今のこどもに対して適用可能なサービスの有無を重視するが、若者側の立場に立ってまずは状況聞き取ることを優先することが重要である。
- ✓ 法人内に弁護士がおり、受けた相談については一度家庭に訪問して状況を確認し、虐待が疑われればすぐに預かっていた。相談の前段階のアセスメントでは、いったん受け入れてから状況を確認して評価をしていた。ただし、アセスメントの際に未成年は親権が絡むので、児童相談所と連携するなど慎重になる必要があった。

- ✓ こどもが発信する場のデザインが重要なのに、そういう場が少ないと感じている。社会資源として、本制度を含めて利用可能な支援の選択肢が増えることが望ましい。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 保護者と離れて過ごすという選択肢があることを提示していくことが重要である。保護者との関係が悪いことを相談できる環境・雰囲気を整備していくことが必要と考える。
- ✓ 子育て短期支援事業自体に、こどもを早期に助ける予防的側面を期待している。こどもの小さなニーズを拾うことは難しく、地域のなかでこどもに係る関係者が綿密に連携して支援することが重要である。子育て短期支援事業を進めること自体は意義があるが、仕組みを作るには多大な労力がかかる。そもそも一時保護自体の在り方を再考するなど、既存の枠組みをより拡充するという視点も必要だろう。
- ✓ 当法人では、18歳未満からの相談は全体の1割程度あるが現状は断っている。親の承諾がない状況で受け入れて自傷、自殺等をした際に責任の所在が不透明等のリスクがあるためである。施設側の視点に立てば、そうしたリスクの観点は必要だろう。その際は公的な支援に繋げている。

■ その他意見等

- ✓ 予防的支援は年齢などでの属性で区切るべきではない。地域のなかには多様な存在がいるが、予防的支援を進めるうえでは、就学すると関係する主体が急に増加するため、まず未就学期の段階で早めにフォローすることが重要である。地域全体で助けていくという視点では、義務教育期間の前後でどのように支援体制を構築できるかが重要だろう。
- ✓ 18歳以降についても数年前の法改正によって支援の対象が拡大しており、社会的養護の対象者と考えている。基本的に幼少期から困難が続いている家庭にいたこどもが齢を重ねた段階で相談に来ることが多い。就労など社会参加の仕組み作りが重要である。
- ✓ こどもへの周知の方法としてリーフレットの内容以上に、配布される場の状況や説明する人に左右される印象がある。情報を盛り込むほど難しい印象を与える恐れもある。そもそもこども自身が置かれた状況を自覚することが難しく、同様にそうした事例は外部からも状況を把握しづらい。自分が対象であることに気づかせるような文言があれば良いだろう。
- ✓ 若者の意見を聞くことが重要である。例えば、Youtubeのショート動画など若者にとって身近なツールを活用することも検討するべきである。

⑫ 若者支援を行う事業者 | コンパスナビ (埼玉県さいたま市)

■ こどもからの利用相談のニーズ

- ✓ 多様なニーズがあるが、本施設の主な対象者は元々児童養護施設等で暮らしていた方であり、社会に出てから孤独や困難を感じてつながるケースが多い。また、衣類や食品の提供など貧困世帯への支援にもニーズがあると感じている。別の利用者を経由した口コミから利用に繋がるケースが多い。背景が似た人がいる環境であるため安心できる場と認識されていて、利用されるなかで支援が必要だと気づくケースが一定数ある。

■ 利用相談における対応方針・課題感

- ✓ 支援する/されるという一方的な関係にしないことやイベントなどを実施しても自由参加とすること、一定のルールのもとで自由に滞在できる場にすることは意識している。日常的に関係性を構築し、その延長線上で相談に繋がると考えているため、専門職かどうかを問わず利用者に関係性を構築し、何か深刻な事情がある場合は外部の専門家・団体と協力して支援にあたる体制を構築している。
- ✓ 利用者の交通費はスポンサーからの資金で賄っているため、住所が遠方であったり、困窮状態にあったりしても来館しやすい状況を作れている。
- ✓ 初回の利用相談を受けた際に、専門職を配置できていないこともあり、アセスメントもあまり実施していない。事前の面談などは必要最低限度に抑え、幅広く受け入れて利用回数が重なるなかでの対話を経て状況を把握している。団体運営費用の問題があり、有資格者を揃えることは難しい。
- ✓ 利用者同士のトラブルは発生する。特に近年は SNS 上のやりとりで問題が発生することがあるが、施設外で発生するためコントロールが難しい。また、利用者と職員が支援上の必要に伴って SNS 等で繋がった結果、業務時間外に職員に対して連絡が来ることがあり、職員側が疲弊してしまう恐れがある。利用者間、利用者と職員の関係性が近いからこそその難しさだと感じている。
- ✓ アフターケアの終了のタイミングが難しい。支援者側と被支援者側で考え方が異なる部分もあるため、慎重に進める必要があると感じている。

■ 入所希望児童支援のあるべき像について

- ✓ 既に支援の対象となる家庭と関係性を構築できているような組織と自治体等が関係性を強化し、必要な場合にはそうした団体を巻き込むことができるかが重要になるだろう。
- ✓ こどもという観点では、我が国ではこどもに対して親権が強く働くため、深刻な状況以外では保護をしづらい。こども若者シェルターであれば弁護士がいるため親に対して説明しやすいが、弁護士が在籍しないこども家庭支援センターなどの施設では、保護者の同意を取得することが難しいだろう。
- ✓ どうしても緊急性が高い状況に置かれたこども・若者を対象にした制度が多い。支援が必要な状況が見えづらい保護者などに対してアプローチできる仕組みづくりの視点を政策にも加えていただきたい。

■ その他意見等

- ✓ 本制度は比較的多様な理由から利用できる支援と認識しているが、保護者の同意を得られない場合の対応が難しいだろう。たとえば「行政にこどもを取られる」という主張に対して、反論することが難しい。
- ✓ アフターケア事業所は18歳以上を対象とすることが多く、その前段階である18歳未満のこどもとの接点を作ることが難しいと感じている。本施設は県内の施設のこどもたちを対象にしてキャンプを実施するなど、早期からこどもと関係を構築するようにしている。最近是全国的な規模でもイベントや情報交換のネットワークができつつあり、様々な方法で情報をつかめるようにしていくことが重要だと感じている。
- ✓ 情報を拾っていくうえでは、医療のケアを行っている機関等との連携も一つの方法である。精神疾患を抱えた保護者を抱える家庭にいるヤングケアラーなどとも繋がりがやすいだろう。
- ✓ 若者に意見を聞くことが重要だと感じている。政策検討、調査にあたってはこどもの意見を聞くべきだろう。

第3部 調査研究のまとめ及び政策提言

第1章 実態調査のまとめ

1. 本制度の実態まとめ

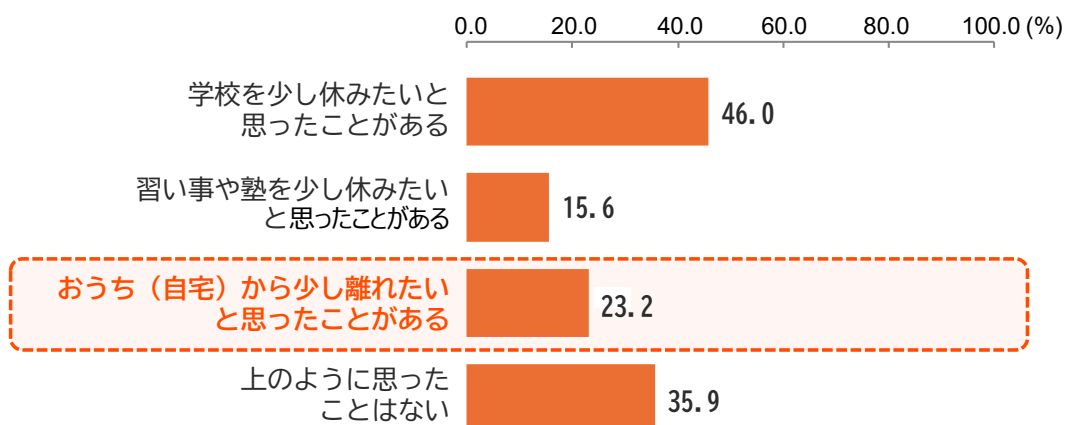
アンケート調査及びヒアリング調査による実態把握を通じ、「こどもが家を離れたいと思う」ニーズは確かに存在することが明らかになった。このようなこどもの意見を尊重することは、こども・子育て支援の観点では「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」で定められた「こどもの権利」を守ることに繋がり、本制度はこども自身の意見に基づいて支援を提供できる家庭支援事業であることから、その普及が求められるところである。

また、既存の一時保護のみでは、一時保護を忌避するこどもや一時保護の要件に満たないこどもに支援が届かない可能性が調査結果から示唆されており、支援の枠組みとして、こどもからの支援を求める声に応えられる本制度を準備することが求められる。

図 22 家を離れたいと思ったことがあるこどもの割合（こども向けアンケート調査）

相談に至っていない例も含めて、**自宅を離れたいというこどもは一定数存在しています。アンケートでも5人に1人以上のこどもが自宅から少し離れたいと思ったことがあると回答しています。**

この1年間で、あなたは次のように思ったことはありますか？（いくつでも○）



他方で、本制度を自治体が発行するにあたっては、本制度への理解不足等から必要性を認識できていない、本制度の各段階における対応事項や工夫点が分からずノウハウもないため有効に制度を活用できていない可能性が示されていた。

2. 本制度のあるべき像

(1) 本制度によって目指すべき将来像・期待される効果

本調査を通じて、こどもが家を離れることのニーズの存在が把握できたところである。そこで、本制度では「こどもの意見を聞く」ということを意識的に関係機関で取組むことで「こどもの声を大切にし、受け止められる社会」を実現していくことが望まれる。

目指すべき将来像

こどもの声を大切にし、受け止められる社会

「こどもの権利」が守られ、全てのこどもの意見を漏れなく聴き入れることで、大人側の都合によって支援の輪から漏れてしまうこどもを生まない社会の実現を目指します。

また、本制度を有効活用することで、①潜在需要を拾える、②支援の幅を広げられる、③予防支援につながる、の3点の効果が期待できる。

期待される効果

1

潜在需要を拾える

- 既存の家庭支援事業と異なり、子育て短期支援事業は、比較的幅広い理由で利用可能な子育て支援施策です。
- それでも他の家庭支援事業は保護者からの利用申請がなければ支援に繋がりませんが、本制度はこども自身からの声を拾えるため、これまで支援が届かなかった潜在的な支援需要に対応できます。

2

支援の幅を広げられる

- 既存の方法では、こどもからのSOSが届いても対応できる仕組みが限定的でした。また、積極的にこどもの声を拾いに行くこともできませんでした。
- 本制度が選択肢に加わることで、これまで困難だった家庭へのアプローチを実現でき、各種支援に繋がられます。

3

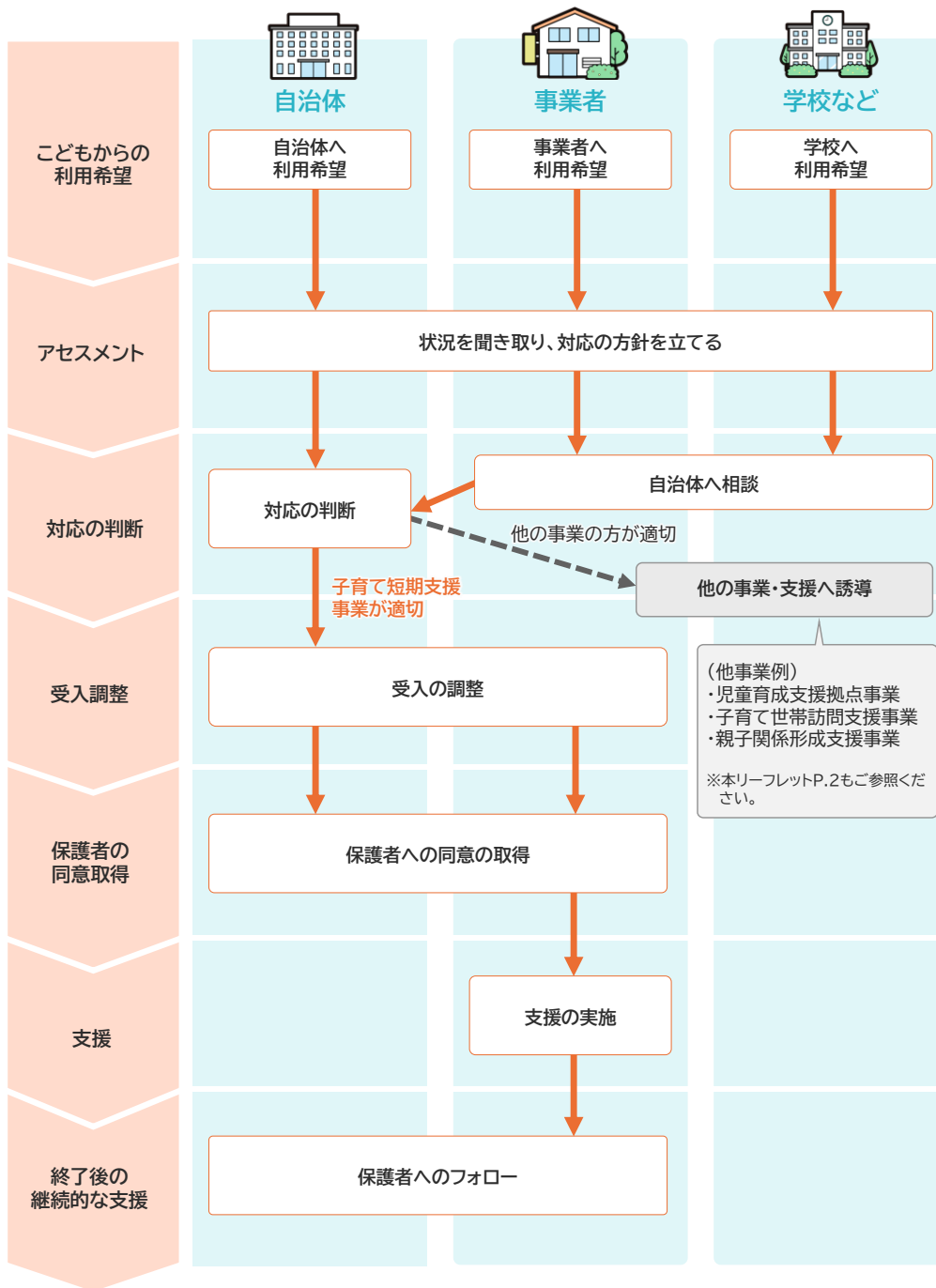
予防支援に繋がる

- 既存の制度では支援に繋がれていなかったこども・家庭を支援に繋げることができるため、事前に重篤なケースの発生を予防できます。
- こどもだけではなく、保護者にとっても養育環境を見直し、外部支援を得られる機会になるため、家庭環境の改善が期待できます。

(2) 本制度の実施の流れ

本制度では、こどもからの利用希望があった各機関において、アセスメント（状況を丁寧に聞き取り、対応の方針を立てる）を実施、基礎自治体が対応の判断を行い支援に繋げる流れが想定される。また、本制度は本事業を利用して終了になるのではなく、終了後もこどもや保護者に継続的な支援を行うことが求められる。

図 23 関係機関ごとの本制度実施の流れ



本調査で把握した実施における課題等を踏まえ、上記の流れの各段階において、下記の工夫や留意を行うことが望ましい。

① こどもからの利用希望

- 自治体・事業者間の連携を進めるために、関係者が情報・意見交換を行う定例会の開催や、情報交換のフォーマット化を行う
- 学校などその他関係機関の職員とも連携して周知を進めることで、円滑な利用促進に繋がるようにする
- こどもの年齢が低いうちから周知して、利用促進を図る

② アセスメント

- 学校などその他関係機関の職員とも連携して、家庭・養育環境の状況把握に努める

③ 対応の判断

- 子育て短期支援事業に適さない場合においても、その他の家庭支援事業等の提供も含めて必要な支援策を検討する

④ 受入調整

- 受け入れ可能な実施事業者等まで送迎が必要な場合は、適切な配慮をする
- 年齢層が高いこどもの利用が想定されるため個室があるとより望ましい
- こどもからの相談を断らないことが重要である。必ず一度は話を聞き、本制度以外も含めて必要に応じた支援を紹介する。また、日常的に連携を密にして、即座に対応できる体制を整える

⑤ 保護者の同意取得

- 保護者の同意が得られない場合は、児童相談所と連携し、場合によっては、一時保護を含めた支援を検討する
- 保護者の同意取得を円滑に進めるために、こども向けリーフレットを適宜活用して日頃から認知度を高め、スティグマがないことを認識してもらう。また、本事業は保護者の支援にも繋がることを訴求する
- 普段から子育て短期支援事業を利用している家庭であれば、事業者と保護者の関係性を構築できることが望ましい（例：日常的な何気ない相談や会話をする、安心してこどもを預けられる環境であることを示す）

⑥ 支援

- こどもが出来る限り、日常生活が送れるよう、スマートフォンを使える環境の整備や、必要に応じて通学の際の送迎支援を行う
- 受け入れ期間が過度に長期間とならないよう、状況の把握や他の支援策の検討を行う

⑦ 終了後の継続的な支援

- 支援の終結の判断は直近の状況やこどもの意向を踏まえて行い、支援の継続が必要な際は、一時保護を含めて検討する
- 本制度の利用後も親子関係の改善を図ることが重要である。また、こどものみならず、保護者への支援が必要である。親子関係形成支援事業等を活用して、保護者にも支援を届け、家庭支援を推進する

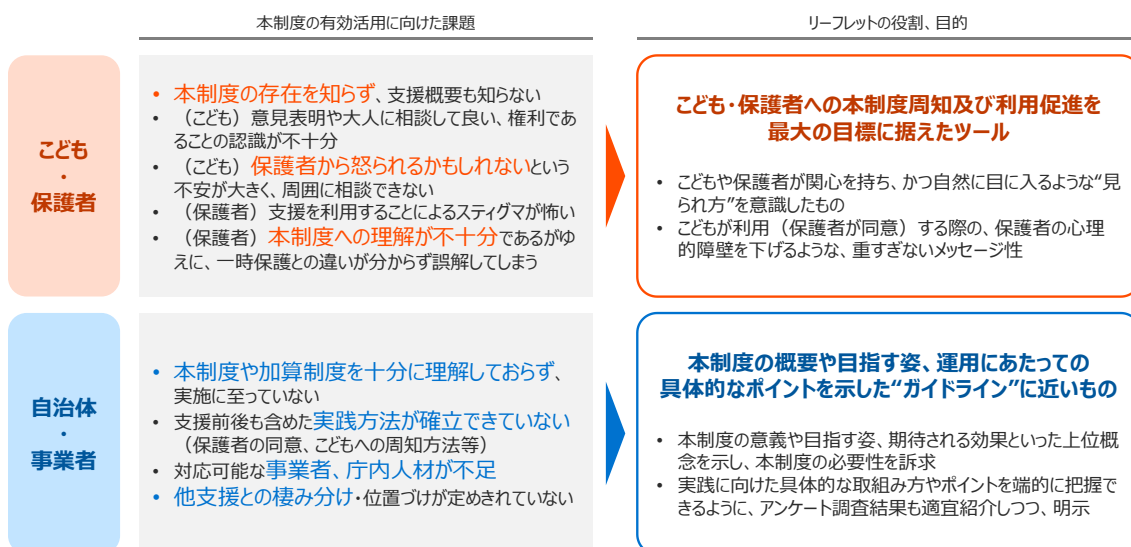
第2章 リーフレットの作成

1. 作成方針

アンケート調査、ヒアリング調査結果を踏まえ、自治体・事業者には本制度の運用方法やポイントの解説、こども・保護者には本制度や支援概要そのものの周知を図る必要があると判明した。

そのためリーフレットは、こども向けの利用者への周知を図るツールと、自治体・事業者向けのガイドラインに近いものとの2種を作成した。なお、こども向けリーフレットについては保護者への周知も兼ねるものとし、掲示物として広く目に触れるような「ポスター型」と、配布して利用シーンや利用にあたっての疑問点の解消に繋げるための「説明資料型」を作成した。

図 24 リーフレットの作成方針



2. リーフレットの作成

(1) こども向けリーフレット

こども向けリーフレットは本制度の周知拡大が目的でありつつ、場面や状況に応じて、「まずは関心や目を引く」、「本制度を丁寧に説明し理解してもらおう」と、重視する視点が異なる。

上記を1つの媒体で担うよりも、“見せ方”を変えることが望ましいことから、「説明資料型」と「ポスター型」の2種を作成、使い分けることとした。

ポスター型	<ul style="list-style-type: none"> • 広く本制度の存在を周知することを目的に、印刷物として配布いただくほか、ポスターとして掲示いただくことを想定 • 周知の対象は、こども・保護者のいずれの場合もあると考え、内容が異なる2案を作成、各自治体にて選択して利用いただく想定
説明資料型	<ul style="list-style-type: none"> • 利用希望者に対してショートステイ事業や入所希望児童支援制度の詳細を対面で説明する場面等で活用いただくことを想定。 • 表面には、利用シーンをイメージしやすいようにチャット上のやりとりを掲載。会話内容は複数作成しており、各自治体にて選択して利用いただく想定

なお、ポスター型の表面、説明資料型の裏面には、各自治体の問合せ先記入欄を設けており、その他裏面の施設写真やQ&Aの内容等は、各自治体の実情に応じて適宜修正・加筆の上で利用いただくこととした。

■作成物

添付資料4	こども向けリーフレット（ポスター型）
添付資料5	こども向けリーフレット（説明資料型）
添付資料7	こども向けリーフレット活用方法の手引き

(2) 自治体・事業者向けリーフレット

自治体・事業者向けリーフレットでは、本制度の理解を促進し効果的かつ円滑な実践の一助となるように、実践に向けて必要な要素や取り組みのポイントを中心に取りまとめ、参考として概要や支援までの流れ等、制度の全体像を整理した。

■作成物

添付資料6	自治体・事業者向けリーフレット
-------	-----------------

第3章 本制度の拡充に向けた政策提言（案）

1. 政策提言（案）

第3部 第2章までにおいて、本調査の調査結果・得られた示唆や第1回～第6回検討委員会で拝聴した意見を整理した。本章では従前の検討・議論を踏まえ、本調査の検討・議論や、本制度がこどもの意見を聞き、こども中心で支援を届け「子どもの権利」を保障するという本制度が設計思想に基づき運用され、支援を求めるこども・保護者に適切に支援が届けられるために国が主導して実施していくべき施策を「政策提言（案）」として下記のとおり抽出・整理した。

今後、政策提言（案）を踏まえつつ、本制度が質・量ともに拡充され、こどもまんなか社会実現の一助となることを期待する。

本制度の実施にあたり求められる支援

（1）本制度のユースケース蓄積・公開

本制度の対応事例（ユースケース）を、自治体の協力のもと収集し、データベースを作成し、当該データベースを自治体向けに公表する。

【 詳細・検討背景 】

- 本制度においては実施の手引き（マニュアル）等は作られておらず、支援対象者像や受け入れ判断の基準等、自治体の判断に委ねられている部分が多数存在する。
- 自治体の状況等に応じて柔軟な対応をいただくことが望ましいこともあり、手引きによって柔軟性を失うことは不適であるが、そのため、自治体にて手探りで本制度の運用がなされている状況である。
- 加えて、検討時間・人員を十分に確保できない自治体では、本制度実施のハードルが高まる一因になっている。
- そこで、各自治体における対応事例を示すことで、事例を参照しつつ検討、対応実績を蓄積していくことができるため、本制度の普及を推進していくことができるのではないかと。
- なおユースケースは、各自治体の入力事項を最小限にとどめる（例：基礎情報、相談経緯、受け入れ判断の観点、保護者同意（困難だった点）、支援結果 等）ことで事務的作業の負荷を低減することが望ましい。

（2）本制度を実施するにあたっての加算等の拡充

空き部屋の活用にとどまらず、本制度を専門で実施したとしても収支が成立し、結果として受け皿の拡充につながるように加算制度等を見直す。

【 詳細・検討背景 】

- 空き部屋の活用の観点からも、子育て短期支援事業が推進されてきたところもあるが、障害福祉分野ではショートステイによって事業者の収支が成立している例がある。そこで、ケアプランに基づいた点数加算など障害福祉分野等の制度を参考にし、ソーシャルワークの実施に対する加算制度を設ける等を検討することが求められる。

（3）人材確保のための就職前の養成から就労後の所得改善までの施策検討

持続的かつ安定的な人材確保のため、本事業、本制度に係る人材の処遇改善や、大学における事業の広報等を行うことで、就職先の選択肢の1つになるように図る。

【 詳細・検討背景 】

- 本事業は保育士等への周知が不十分なため、保育士等にとって就職先の選択肢に入っていない。また、処遇も不十分な部分もある。
- 自治体単独で本事業に係る事業者職員の処遇改善を働きかけても、委託先の運営事業者の母体職員の処遇改善がされていないため、運営事業者から断られることもあり、本事業に限らずこども・子育て分野の現場職員の処遇改善が中長期的には必要とされる。
- 学生で家庭福祉に関心を持ち児童相談所や児童養護施設等も含め将来的に携わりたいと考えて入学したのにもかかわらず、大学では、児童家庭福祉に関して学ぶ機会がなく、就職先の選択肢の1つに入っていない可能性もあるため、学生への周知活動も必要とされる。

（4）支援・相談の受け皿の拡充・新たな社会資源の開拓

未委託里親や、自立援助ホームなど、従前十分に活用できていなかった地域の社会資源の開拓を図り、本制度においてこどもの利用希望を断らずに受け入れられる受け皿を確保する。

【 詳細・検討背景 】

- 地域には未委託里親が存在しているなか、本事業を実施する際に未委託里親に優先的に振り分けることで、自治体・事業者にとっては未委託里親がどのようにこどもを預かるか分かり、未委託里親側はどのようにこどもを預かればよいのか分かりノウハウが蓄積されるという、双方に利点が存在する。また未委託里親が、人材が不足している施設にて研修も兼ねて支援することも有効である。
- 本制度を契機として、支援する民間団体が乱立している現状から、自治体が民間団体を含めた関係機関と連携をとりネットワーク形成することができれば、より良い支援体制の構築に繋がるのが期待できる。
- また、地域の資源として自立援助ホームや、寺院（地域のコミュニティの場としての役割を担う）、キンシップなども想定される。なお、複数の連携先が存在する場合には、専門性のあるコーディネーターによる力のあるソーシャルワークが重要となる。具体的には、キンシップを導入する場合には、コーディネーターが親族に対する説明や注意喚起等を行うスキルや親族との関係性を把握するスキルを持つことが求められる。

こどもの意見を適切に聞くための支援

（5）こどもに届く周知・啓発方法の拡充

こどもへの周知・啓発の方法として、SNS を駆使してより広くアウトリーチできるように、ショート動画等の作成し各自治体に配付する。

【 詳細・検討背景 】

- 本調査では、こどもへの周知方法が確立されていないことから、その第一段階として「こども・保護者向けリーフレット」を作成した。
- 次の段階として、こども、特に中学生・高校生や学校に通っていないこどもにアウトリーチしていくためには、SNS での周知が適しているとの意見を検討委員会、ヒアリング通して聴取してきたところである。
- SNS でのショート動画は、こどもの興味関心を引きやすい、学校や公共施設等の場所に依存せずにアウトリーチができる等、周知拡大の観点ではメリットが多くあるものの、他方で、閲覧回数が高いショート動画を作成するノウハウの獲得は困難（動画作成の難易度が高い）、配信範囲をコントロールできない等のデメリットがある。
- 以上を踏まえ、SNS における周知のメリット/デメリットは踏まえる必要があるものの、こども向けに本制度の周知やこどもの権利に関する啓発を行うような動画を国にて作成し配付することで、各自治体のこどもへのアウトリーチを後押しできるのではないかと考える。

（6）「こどもの意見を聞く」ことのできる人材の育成

「こどもの意見を聞く」ことに重点的に習得するための研修コンテンツを作成、配付する。

【 詳細・検討背景 】

- こどもから利用相談をされた際に、こどもや家庭の状況を理解し、利用相談の背景にある相談理由を適切に把握するためには、「こどもの意見を聞く」ことが肝要になる。なお、「こどもの意見を聞く」ためには、高度なスキルやノウハウが求められると考えられる。
- こどもと直接的に関わらない人材にとってはノウハウ獲得の機会が乏しいことも踏まえ、「こどもの意見を聞く」ことを目的とする研修コンテンツ（動画等）は有用と考える。

こどもの意見を適切に聞くための支援

（7）関係機関との連携方法の提示

こどもの意見を聞き、適切に支援を届けるために考えられる、児童相談所や学校等との連携方法を例示しつつ、所管省庁などを横断して連携を推奨する。

【 詳細・検討背景 】

- 本制度を有効に活用し、子どもや家庭にとって支援の質を高めていくためには、関係機関と情報共有を図り、柔軟な対応を行うなど連携を行うことが求められる。
- 他方で、本制度の実施主体は「市区町村」、児童相談所は「都道府県」が設置、学校は「教育委員会（文部科学省）」所管と、所管省庁や行政が異なるため、円滑に連携することが困難な場合もある。
- そこで各関係機関向けに、子どもにとっての本制度の必要性・有効性を訴求して理解を促しつつ、具体的な連携方法も国側から提示していくことが有用ではないか。
- また、潜在ニーズの把握の他、学校で受け止めたこどもの声をどのように関係機関が連携して共有するかも重要である。そのため、本制度の学校関係者への周知もかねて、教育委員会や文部科学省から学校関係者に働きかけるように、子ども家庭庁・文部科学省の連携を強化することも有効である。

（8）多機能化に向けた手引きの作成

こどもの意見を聞き、適切な支援を行っていくために有効な、施設の多機能化の具体像や活用可能な補助金等を取りまとめた手引きを作成する。

【 詳細・検討背景 】

- こどもの意見を聞く場面として様々なシーンが想定され、また、子ども・家庭に対して連続した支援を行っていくことが望ましい。他方で、現在は支援に応じて提供場所が異なっている状況である。子ども、保護者視点でも支援に応じて場所が変わるのではなく、1つの慣れ親しんだ安心できる場所で各種支援を受けることが望ましいと考えられる。
- 国としても、施設の多機能化を推進しているところではあるが、その具体像は提示されていない。そこで、こどもの意見を聞き、本制度を有効活用しながら支援を届けるために必要な施設の観点から求められる施設・設備の具体イメージを示しつつ、施設・設備整備に活用可能な国庫補助なども併せて示す手引き書を示すことが有効ではないか。

別紙

■用語

本調査報告書における用語一覧は以下のとおり。

表 6 用語一覧

#	略語等	用語	初出箇所
1	本事業	子育て短期支援事業	第1部 第1章 1.
2	本制度	入所希望児童支援	第1部 第1章 1.
3	本調査	子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての調査研究	第1部 第1章 2.
4	検討委員会	子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方に関する検討委員会	第1部 第2章 3.
5	事業者向けアンケート調査	子育て短期支援事業の実施事業者向けアンケート調査	第2部 第1章 2.

■添付資料

本調査報告書の添付資料一覧は以下のとおり。

表 7 添付資料一覧

資料番号	資料名
添付資料 1	自治体向けアンケート調査結果
添付資料 2	事業者向けアンケート調査結果
添付資料 3	こども向けアンケート調査結果
添付資料 4	こども向けリーフレット（ポスター型）
添付資料 5	こども向けリーフレット（説明資料型）
添付資料 6	自治体・事業者向けリーフレット
添付資料 7	こども向けリーフレット活用方法の手引き